

# 論 説

## 〈公的幸福〉について (一)

——アーレント『革命について』の解説、あるいは解体——

森 川 輝 一

### 目 次

はじめに

第一節 予備的考察

第二節 「幸福の追求」をめぐって

(一) ジェファソンの迂闊

(二) もうひとつの「幸福」

(三) 唯一の証言者(以上、本号)

第三節 暴力と党派

(一) 始まりの曖昧さ

(二) 代表制の病理

(三) 政党制と評議会

(四) 党派なき革命

第四節 党派なき複数性

(一) 意見と利益

(二) 楽しい共和政にむけて

第五節 〈公的幸福〉のゆくえ

(4-1) アーレントのアダムズ読解

(4-2) 革命論の根源へ

## はじめに

アーレントの評議会論は、一口に言えば、活動することは楽しい、だから活動の政治はきつとうまくいく、という話である。『革命について』のアメリカ革命論を一言で要約すれば、アメリカ革命の人びとは「公的幸福 public happiness」を体験していた、だからアメリカ革命は成功した、という話である。前稿の結びにおいて、筆者はそう書いた（森川二〇二二：（三）一五頁）。（公的幸福）、すなわち公的領域で自由に活動し、複数の人びとの間にユニークな自己をあらわす喜び（COR: p.203／一九八頁）。そんな喜びに満ちた政治、いわば楽しい共和政こそが、破滅の危機に瀕した世界を救う唯一の方途であり、希望である。全体主義と全体戦争のあとで、みずからその地獄を生きのびた体験をもちながら、アーレントは楽しい共和政の夢を樂しげに語ってみせる。

アーレントが評議会を来るべき自由の政体と位置づけるのは、一九五八年の論文「ハンガリー革命の省察」および同年公刊の『人間の条件』第三〇節「労働運動」においてである。同じ五八年の秋、アーレントはヤスパース夫妻に宛てた書簡のなかで、次のように語っている——「いまわたしはアメリカ史にどっぷり浸って、革命の概念についてのプリンストン大での講義の準備中です（いずれビーパーのための本に組み入れることになるでしょう）。息を呑むほどのおもしろさ、壮大さです、アメリカ革命、共和国創設、憲法。マディソン、ハミルトン、ジェファソン、ジョン・アダムズ——なんとすごい男たち。そして今日に目を転じると——なんと「衰退」(Arendt/Jaspers: S.398／(二)一五〇頁)。「プリンストン大での講義」とは、翌五九年春の同大での講義「合衆国と革命精神」を指し、また「ビーパーのための本」とは、Piper社から刊行を予定していた『政治入門』を指している。『政治入門』は結局未完に終わったが、五九年四月——ちょうどプリンストンで右の「合衆国と革命精神」講義をおこなっていた時期——のビーパー宛書簡によれば、第一巻で「戦争と革命、政治における暴力の役割」を論じたうえで、第二巻で政治そのものをあつかう、という構成になる予

定であった。そのなかの革命論の部分がふくらみ、『革命について』という一書としていわば独立を果たすことになったと言つてよい。<sup>(3)</sup>

『革命について』は六三年に公刊されるが、それに先立つ六〇年に、アーレントは「活動と「幸福の追求」」(APH)および「革命と公的幸福」(RPH)という二つの論文を発表している。タイトルからうかがえるように、いずれもアメリカ革命における〈公的幸福〉の体験をテーマとしており、キーバースンとしてTh・ジェファソンとJ・アダムズが取り上げられていることをふくめ、『革命について』第三章「幸福の追求」のひな型と言つてよい。晩年のジェファソンが「活動と幸福の特別な関係」の再生をねがって構想したウォード(区 Ward)制というアイデアが、偶然にもロシア革命やハンガリー革命など二〇世紀の諸革命の初期段階で登場した「評議会」を先取りしていた、という同書第六章「革命的伝統とその失われた宝」の議論もすでにあらわれている(APH: p.209)。<sup>(4)</sup>

ここから、さしあたり次のような見通しを立てることができる——アーレントは五六年秋のハンガリー革命をきっかけに、五八年には評議会を来るべき自由の政体と位置づける視座を確立していた。<sup>(5)</sup>そして、六〇年以降のアメリカ革命論において、忘れられたアメリカ革命の記憶のうちに〈公的幸福〉の体験を探り当てるとともに、晩年のジェファソンのウォード構想のうちに失われた〈公的幸福〉の再生と、来るべき評議会の先駆けを見いだすにいたった。ハンガリー革命における評議会の実践は、ジェファソンのウォード構想が胚胎していた可能性の現勢化であり、また、タウンシップの実践をベースに新たな共和政体の創設を成し遂げたアメリカ革命の成功は、ハンガリー革命がソ連の軍事力によって押しつぶされずに自由の構成へとすすんでいたとしたらどうなっていたか、どうなるべきであったかを開示している(OR: p.254, 248, 263/四一七、四二三、四二九頁)。約めて言えば、真正な活動の空間としての評議会と、自由の体験がもたらす〈公的幸福〉とを結び合わせるといふ『革命について』の構想は、五六年のハンガリー革命体験から生まれ出したものである。ブダペストの街頭につかま現われた楽しい共和政の夢を、正夢にする道を求めて、アメリカ革命の

忘れられた体験に立ちもどる。二〇世紀ハンガリーのかたきを、一八世紀アメリカで討つ<sup>(6)</sup>。

この見立てにしたがい、『革命について』を〈公的的幸福〉を中心に読み解くことが本稿の課題となるが、そのためには同書の奇妙な語り口、あるいは巧妙なしかけを注意深く解きほぐしていかなければならない。探索の指針として、A・ヘラーの言葉を引いておく。

親愛なるハンナ・アーレント、「……」あなたのまばゆいレトリック (brilliant rhetoric) には、いつもながら心奪われるばかりです。けれど、よくよく考えてみるにつけ、あなたの立論のなかの理論的な欠損 (theoretical gaps) を見過ごすわけにはいなくなるのです。「……」挑発と論戦を好むあなたのこと、褒めちぎってみせるより、批判的な見解をぶつけるほうが、喜んでくれるにちがいません。(Heller 2020: p.23)

畏友アーレントへの書簡というスタイルで書かれたこの遺稿でヘラーが狙上<sup>(7)</sup>にのせるのは、思考 (thinking) をめぐらアーレント晩年の省察であり、革命論ではない。だが、導入部分でアーレントをキケロになぞらえ、『人間の条件』や『革命について』といった著作を「すぐれた修辞的作品」と称賛してみせるヘラーの語り口<sup>(レトリック)</sup>に、アーレントの革命論に対する違和を聴き取ることはさほど難しいことではない。ちょうどキケロが、危機に瀕した共和政を救うという「実践的・政治的目的」のために、「ストア主義、エピクロス主義、プラトン主義、さらにはアリストテレス」におよぶ思想的遺産を、ときには哲学的厳密さや論理的整合性を犠牲にして「折衷」し、「動員」することをいとわなかったように、アーレントはいわば「アメリカの女キケロ」となって人びとに「共和国の危機」をうったえ、ローマの共和主義のみならず、古代ギリシアの神話的英雄からアウグスティヌス哲学にいたる種々雑多な思想的遺産を自在に組み合わせ、自由な政治の「新しい始まり」を指し示そうとした。そのほとぼしる「パトス」は多くの人びとの心をゆさぶり、華麗な「レトリック」は多くの人びとの目を開かせることになった (Heller 2020: p.24)<sup>(8)</sup>。けれど、親愛なるハンナ、だからと

いって、あなたの論考にひそむ「理論的な欠損」を見過すわけにはいかないのだ。ハンガリー革命をたたかった一人として。

まばゆいレトリックに心奪われ、論理のほころびを見過ごしてはならない。ヘラーの警告を、友への尽きせぬ敬意を、仮借なき批判によって示そうとする姿勢ともども胸にきざみ、〈公的幸福〉の探索に向かうことにしよう。

(1) 以下、ここで述べた特殊アーレントの意味合いにおける「公的幸福 public happiness」については、〈公的幸福〉とヤマガッコで表記することにする。アーレントの革命論における〈公的幸福〉の重要性を指摘する文献は枚挙にいとまのないほどであるが、比較的新しいものとして、King 2015 (p.221)、Nixon 2015 (p.36f)、Lederman 2019 (p.52-4)、Hiruta 2021 (p.184f) などがある。

(2) 「革命について」の謝辞にある、同書執筆のきっかけとなった「一九五九年春にプリンストン大学でおこなわれた「合衆国と革命精神」にかんするセミナー」のことである(OR: "Acknowledgment")。このセミナーには、キューバ革命を成功に導き、新生共和国の首相に就任したばかりのF・カストロが招かれ、基調講演をおこなっている(一九五九年四月二〇日)。カストロが共産主義陣営とは距離をおき、合衆国との友好関係をもとめていた時期のことであり、講演のなかでカストロは、「キューバ革命は階級闘争を推し進めるものではなく、一七八九年(のフランス)や一九一七年(のロシア)よりもむしろ、一七七六年(のアメリカ革命)の伝統に属している」であり、「人民が飢えていないときでも革命が創始されることを示した(it had shown that it was possible to create a revolution when the people were not hungry)」と語ったという(Wolters 2014)。アーレントは「カストロと彼の同志たちが最初に反バチスタ独裁政権に対する蜂起を(こころみた「九五三年夏」以来、「キューバ革命を支持していた」(Hill 2021: p.188)。新生キューバはほどなく合衆国との反目をふかめてソ連に接近し、六二年一〇月の「キューバ危機」にいたることになるが、アーレントの見るところ、その原因の一端は、キューバの人びとの「革命精神」を理解しようとせず、逆に「革命への恐怖」にとらわれて「その国の国民のあいだでなごらく憎悪と軽蔑の対象となつているような時代遅れで腐敗した政治体制を支える」側にまわる、今日の合衆国の墮落こそある(OR: p.208f/三五三頁・森川二〇二一：第二節(一))。

(3) アーレントはビーバー宛の書簡で、「政治入門」の構想を次のように語っている——「私はこの本を、戦争の問題を詳述する章から始めるつもりです。現在の状況についてはではなく、戦争がそもそも政治に対してどういう意味をもつのかを論じるのです。こう始めるのは、きわめて単純な理由からです。私たちは戦争と革命の世紀を生きているのであり、政治入門は、私たちが同時代人として直接向き合っていることから始めるのが一番よい、ということなのです。私はもともと、これを一つの入門として計画していましたが、それは、戦争と革命は政治的領域の外部において固有の意味をもつものだと考えていたからです。戦争と革命は暴力のもとにあり、政治のように権力にしろしげけられているのではない、と。ですから私は、すでに多くの章(節)をふくむ戦争についての章のあとに、当初私が考えていた革命についての章を続けるつもりでした。こうい

す、この点で、私はすっかり思い違いをして、いたわけです」(WIP: S.1974/一六八—九頁——傍点と太字は森川)。なお、邦訳書では、太字で示した一文 (Sie [Kriege und Revolutionen] stehen unter dem Zeichen der Gewalt und nicht, wie die Politik, unter dem Zeichen der Macht) が訳出されていないため、アーレントの意図が読み取りにくくなっているが、このくんだりで彼女は、自分の革命理解は大きく変わったと明言している。すなわち、これまで自分は「革命」を「権力 Macht」ではなく「暴力 Gewalt」と結びつけ、「戦争」と同様に「政治的領域の外部」で起こる事象と位置づけていたが、それはまったくの「思い違い」であった。そうではなくて、革命は人びとが活動する力(権力)によって新たな秩序を創設する政治的出来事であり、戦争をはじめとする「暴力」現象の対極に位置づけられねばならないのである。

(4) 「革命について」の草稿は、一九六一年までにほぼ出来上がっていた (Young = Bruehl 1982: p.333f/四四六頁; cf. p.294/三九六—七頁; Canovan 1992: p.235, 249/三〇一、三〇二頁)。

(5) アーレントの評議会論については、森川(二〇二二)のほか、Sitton 1994, Muldoon 2016a, Muldoon 2016b, Lederman 2019, Hiruta 2021 (chap.6) などを参照。

(6) ここで、アーレントがW・ヘンヤミンに託された「歴史哲学テーゼ」(「歴史の概念について」の第二テーゼを想起してもよいかもしれない)——「私たちが抱く幸福の像 (das Bild von Glück) は、みずからの人生を歩みゆくうえで私たちが否応なしに組み込まれる時間に、徹底的に色づけられている[……]。私たちのうちに羨望の念を呼び起こすそうした幸福は、私たちが語りあうことのできたかもしれない人びととともに、私たちに身を委ねていたことがありえたかもしれない女たちとともに、私たちが呼吸していたその空気のかなかにしか存在しないものである。言い換えれば、幸福の表象のうちには、救済の表象がわかちがたく入り混じっているのだ。歴史が問題にする過去の表象についても、まったく同じことがあてはまる。過去は時間的な索引 (zeitlich Index) を伴っており、救済への指示をあたえている。かつて存在した世代と私たちの世代とのあいだには、秘められた約束 (geheime Verabredung) があるのだ」(Schotker und Wiszla 2006: S.102; 柿木二〇二二: 二七—二七頁以下——傍点森川)。これはアーレント手稿版からの翻訳であり、傍点を付した部分が全集版とは異なっている(後者では「ひそやかな索引 (heimlichen Index)」となっている (Benjamin 1991: I, S.683/一・六四六頁)。なお、アーレントが編者となった英訳版「イリュミネーションズ」では「temporal index」となっており、アーレント手稿版に基づいていることが分かる。Benjamin 1968: p.196f.)。もともと、ヘンヤミンの幸福が私的な愛の交わりに託して語られているのに対し、「革命について」で語られるのは、公的領域における活動の経験に固有の(公的幸福)である、という決定的な違いを見逃してはならないのであるが(本稿注(9)も参照)。

(7) ヘラーは、一九八六年よりアーレントゆかりのニュースクール・フォア・ソーシャルリサーチでハンナ・アーレント記念講座教授をつとめたが、生前のアーレントと直接まみえることはなかったようである(ヘラーの来歴については、Heller 1999, Torny 2001: 'Introduction'を参照)。ヘラーがプタベストのユダヤ家庭に生まれたのは一九二九年、アーレントがドイツでアウグステイヌス論を出版した年にあたる。亡命先のニューヨークでアーレントが全体主義論に着手したころ、ヘラーは母とともにナチ支配下のハンガリーで息をひそめていた(父パウロはアウシュヴィッツ

ツ収容所で命を奪われたという)。ハンガリー革命の報に接してアーレントが快哉をさげ込んだ一九五六年秋、ヘラーは革命に与する知識人の一人としてその渦中に入った。革命終息後の迫害を耐え忍んだヘラーがついに故国を脱出し、オーストラリアをへて合衆国にいたったとき、アーレントはすでにこの世のひとつではなかった。

(8) ヘラーのいうアーレントの「レトリック」の力は、ときに革命史研究の泰斗にも及ぶことがある。たとえば斎藤眞はアメリカ革命を「自由の構成」としてとらえるアーレントの視座を何度も参照しており(斎藤一九九二:ii、二八、一八二頁)、またシ・バニングは、ジェファソン派の共和主義理解を読み解くうえで、『独立宣言』の「幸福の追求」をめぐるアーレントの省察が有益であると指摘している(Banning 1986: p.17); cf. 中野二〇一七:二四七頁)。なお、「レトリック」という観点からのアーレント研究として、ワイマール期ドイツにおけるレトリック概念の発展のなかに、ハイデガー、アーレント、ベンヤミン、ヴァールブルクの思想系譜を跡づけた Marshall 2020 (cf. chap.4) がある。ポリスや評議会のような公的領域における政治的活動ではなく、ラーエル論に登場する「サロン」のような現れの空間におけるレトリックの様相が考察の中心となっているため、視点と関心を本稿と異にしているが、アーレントをめぐる他の論考(Marshall 2010a; Marshall 2010b)とあわせ、重要な研究である。

### 第一節 予備的考察——『革命について』の概要

〈公的幸福〉を探索する手がかりとなるのは、『革命について』のなかで引用・参照されているアメリカ革命当事者のテキストである。なかでも重要なのは、本稿冒頭で引いたヤスパース宛書簡でアーレントが名を挙げていた四人の「すごい男たち」、すなわちマディソン、ハミルトン、ジェファソン、そしてジョン・アダムズの著作や書簡であり、彼らの遺した言葉をアーレントがどのように読み解いているのかを、原典と照らし合わせながら精査する必要がある。

『革命について』を歴史書としてあつかい、史実に照らして検証しようというのではない。同書はアメリカ革命とフランス革命をめぐるアーレント独自の理論的省察として遇されるべき書であり、実証的な革命史研究ではない。アーレントのねらいは、「惨劇に終わったフランス革命が世界史をつくり、誇り高く成功をおさめたアメリカ革命のほうは局地的な重要性以上のものをもたない出来事に据え置かれてきた、という悲しむべき事態」を逆転させ(OR: D.46/七七

頁)、テロルと独裁に至りついて自壊したフランス革命ではなく、新たな共和政体の創設に成功したアメリカ革命を真正な革命としてとらえ直し、現代における新たな政治の始まりの可能性を展望することにある。<sup>(9)</sup> 全体主義という「まったく新しい統治形態」が「永久に去らぬ危険」として世界の存続を脅かす現代にあつて、世界を破滅から救う「新しい始まり」を探求しなければならない、という『全体主義の起原』の結びでみずから提起した課題に (OT: 478; cf. HC: sec. 36)、自由な共和政体の創設というポジティブな解答を与えようとするわけである。<sup>(10)</sup> 別の言い方をすれば、「アーレントの関心は二つの革命の共通性と相違を一八世紀後半の大西洋世界の歴史的文脈の中で具体的に検証するというより、その独自の革命観、あるべき革命の概念をまず措定し、それに照らして二つの革命の現実の進行(とアーレントがみなすもの)を比較して、一方の「成功」と他方の「失敗」の対照を描き出すことにある」。ゆえに『革命について』という書は、とくにフランス革命を論じた部分において、「前作『人間の条件』に展開されたアーレント自身の政治哲学からの演繹の論理と、逆にロシア・ボルシェヴィキ革命がスターリニズムのテロルに終わった経緯からフランス革命の恐怖政治を逆照射する遡及的発想が目立」ち、「革命の歴史的社会的学的研究に従事する者」から見れば、史料の裏付けを欠いた「形而上学的自由連想」ではない(松本二〇一七:二五〇—二六六—七頁)<sup>(11)</sup>。アメリカ革命を論じた部分についてもおおむね同じことが指摘されており、いづれにせよ『革命について』を歴史研究という視座からあつかっても得るところはなく、そもそも筆者にはそのための能力が欠けている。

にもかかわらず、アーレントのいう〈公的幸福〉を検討しようとするなら、『革命について』のなかで彼女が革命当事者の言説を引用し、解釈している部分を、原典に照らして精査する作業が不可欠となるのである。その理由を示すためにも、同書の概要を確認しておくことにする。<sup>(12)</sup>

『革命について』の本編は六つの章で構成されており、第一章「革命の意味」では、もともと「循環」や「回帰」の意でもちいられていた“revolution”という言葉が、一八世紀末のアメリカとフランスでおこった政治的出来事をへて、



まったく新しい政体の「創設 foundation」という新たな語義を獲得するにいたったことが指摘される。革命は近代特有の現象であり、たんなる支配や貧困からの解放 (liberation) ではなく、自由 (freedom) を実現する共和政体を構成すること (constitution) を意味するのである。ここでアールレントは、大西洋の両岸で創設のころみに着手した人びとを衝き動かしていたものを、「革命精神 revolutionary spirit」と呼ぶ。それは、「解放するとともに、自由が住まうことのできる新しい家を打ち立てたいという熱望」であり (OR: p.25/四七頁)、「革命のなかから活き活きと生まれだた精神」であり (p.37/五六頁)、この「近代の諸革命においてもつとも捉えどころがなく、にもかかわらずもつとも印象な側面である革命精神を理解することこそ、革命という新しい現象を理解するかなめとなるのである (p.36/六三頁)。

アメリカ革命もフランス革命も、「革命精神」にうながされて新しい共和政体の創設をめざした点では同じであるが、なぜ後者は惨憺たる失敗に終わったのか。第二章「社会問題」によれば、フランス社会を蝕んでいた貧困問題のためである。専制を打倒し、共和政体の樹立にむかった革命指導者たちが直面したのは、貧しさにあえぐ民衆の悲痛な叫びであった。ロベスピエールら廉潔の士が彼らに「同情」の念を抱いたのは当然とも言えるが、他者一人ひとり苦しみを感じあう共苦 (con-passion) は、やがて「一なる人民」という抽象的な表象に対する「哀れみ pity」へと横滑りし、さらに旧支配層の腐敗や偽善に対する義憤とむすびつくことで、「人民の敵」を狩りだし、鉄槌をくだすテロル支配をもたらししてしまうことになる。自由の構成という革命ほんらいの課題は、生存の必要 (必然 necessity) という抗いがたい力のまえに潰えてしまったわけであるが、むしろここに歴史の必然を見いだし、貧困からの解放を革命の本義ととらえ、ロシア革命をはじめとする二〇世紀の革命像を決定づけたのが、マルクス(主義)であった。

暴力に狂奔し、必然にひびきを屈したフランス革命との対比で、第三章「幸福の追求」においてアールレントは、アメリカの人びとが経験していた〈公的幸福〉を語る。旧世界から遠く離れたアメリカ植民地は、専制も身分制も貧困も存在しないという「幸運」に恵まれたが、未だ富裕な社会ではなく、物質的な意味において「幸福」だったわけではない。

アメリカの人びとにとって、「幸福」とは対等な立場で公的活動に参加する人びとが分かち合う喜びにほかならず、アメリカ革命自体が、「革命精神」を永続させ、「来るべき世代」をふくむすべての人びとが〈公的的幸福〉を享受できるような「新しい政治的空間を創設する」企てだったのである(OR: p.117/一九三頁)。(公的的幸福)の経験はアメリカではありふれたもので、ジェファソンが『独立宣言』に「生命、自由、幸福の追求」と書いたときにも、「幸福」という言葉が〈公的的幸福〉を意味することは自明であった。そんなことはあまりにも自明であったために、J・アダムズを唯一の例外として、誰ひとり〈公的的幸福〉をはっきりと自覚していなかったのであるが、「公的、幸福と政治的、自由という革命的觀念がアメリカの舞台から消えることはなかったのである」(p.129/二〇九頁: cf. PPH: p.421)。

つづく第四章「創設Ⅰ——自由の構成」では、アメリカ革命における創設行為、すなわち憲法の構成(constitution)が論じられる。フランス革命の指導者たちは、ルソーの「一般意志」論の影響のもと、専制君主という一者による支配から人民という一者の支配としての民主政(democracy)への移行をはかったが、アメリカ革命の人びとは、モンテスキューの権力分立の教えにならない、複数の権力が並び立つ「連合共和国」の構成をなした(p.124/三三六頁以下)。ともに自由の構成をめざしながら、前者が権力を主権として、つまり支配と服従の垂直的な関係において理解する伝統的な通念を脱し得なかつたのに対し、後者が水平的な権力の構成に成功したのは、植民地期以来のながきにわたる自治の経験があつたからであり、その始まりは、約束の力であらたな共生関係をうちたてたメイフラワー誓約にさかのぼる(OR: p.157f/二五七頁以下)。第五章「創設Ⅱ——時代の新秩序」では、新たな政治体に正統性をあたえる権威の問題が論じられる。主権概念にとらわれたフランス革命の場合、主権者はいわば無から世界を造り出す神の位置を占めることになり、その結果、自分を自分で根拠づけるという悪循環を脱することができず、恣意的な決断の反復というダイレンマに陥ることになった。これに対し、アメリカ革命の人びとは、共和政体の権威を彼岸の神ではなく、都市の創設という世界内的な出来事に求めるローマ的伝統にならない、かつ、約束の力による創設という始まりの経験のうちに新しい共

和国の原理を示し、いわば創設行為そのものを権威の源泉とすることで右のデイレンマを克服したのである (OR: p. 204.6/三三七—四一頁)。

かくてアメリカ革命は比類なき成功をおさめたのであるが、第六章「革命的伝統とその失われた宝」でアーレントが慨嘆するところによれば、合衆国が誕生して革命がひと段落するやいなや、人びとは「革命精神」を忘れさってしまった。『独立宣言』のうたう「幸福」を「私的な幸福」と読みかえ、経済的利益の追求に狂奔するようになる。(公的幸福)の経験は失われ、「革命精神」の再生をはかるジェファソンが晩年になって構想したウォード制というアイディアのなかに痕跡をとどめるのみとなった。しかしながら、「革命精神」が地上から完全に消えてしまったわけではない。その後の諸革命において断続的にあらわれた評議会のころみは、あたかもジェファソンの構想を実践してみせたかのように見えるのであり、その最新の範例こそ一九五六年秋のハンガリー革命にはかならない。「ハンガリー革命では、その始まるの時点から評議会制があらたに生まれ、ブタペストから全国へと「信じられないほどの速さ」で広がった」のであり (OR: p.254/四一七頁)、ちょうど一八世紀の「北米植民地」のタウンシップと同じように、広範な人びとがそこに加わり、公的活動を大いに楽しんだのである (p.258f/四二三頁)。「評議会のもつ諸々の可能性について、もっと長々と述べてみたい誘惑にかられるけれども、ジェファソンとともに次のように言っておくのが賢明だろう——「たった一つの目的のためでよいから、とにかく始めてみたまえ。[...]」 (p.271/四四〇頁)。

このようにまとめてみると、『革命について』の主軸をなすのが「革命精神」の盛衰をめぐる物語であること、そこにおいて〈公的幸福〉がかなめの位置を占めていることが分かる。ともに「革命精神」にうながされて新たな共和国の建設に着手しながら、アメリカ革命が偉大な成功をおさめ、フランス革命が無残な失敗に終わったのはなぜか。一口に言えば、アメリカの人びとは〈公的幸福〉を当たり前に経験していたが、フランスの人びとはそのような経験をもたなかったからにはかならない。両者のちがいは、「旧世界にて公的自由を夢みた人びと」 (men in the Old World to dream of

public freedom)』と、「新世界にて公的幸<sub>フ</sub>福をす<sub>ズ</sub>で、に味<sub>ワ</sub>つ<sub>テ</sub>ていた人びと (men in the New World who had tasted public happiness)」とのちがいである (OR: p.132) (二二頁—傍点森川)。新しい始まりを求める「革命精神」は、アメリカでは自由に活動する喜びと結ばれ合い、討議と合意をつうじた創設行為に結実したのであるが、活動の経験に乏しいフランスの地では、貧者への哀れみと富者への怒りに引き摺られ、人民の敵を力尽くで排除する暴力支配に陥ってしまったのである。合衆国においても、革命後におこった〈公的幸<sub>フ</sub>福〉の喪失と「革命精神」の忘却のために、創設行為の「保存と増大」という革命継受の営みは頓挫してしまつたのであるが、忘れたものは想い出せばよいのであつて、一九六〇年代に若者たちが身をもつて示してくれたように、楽しい共和政への道はいまだ断ち切られていないのである。<sup>(14)</sup>

活動する喜びにあふれた楽しい共和政が、世界を破局から救う。そんな夢物語のようなアーレントの革命論を検討するには、〈公的幸<sub>フ</sub>福〉を軸にあらためて『革命について』という書を読み解く必要がある、なかでも〈公的幸<sub>フ</sub>福〉の経験が語られる第三章と、その喪失が論じられる第六章が焦点となる。<sup>(15)</sup>ここからまた、『革命について』は革命の理論的省察であつて革命史研究ではないにもかかわらず、その論述をアーレントが引用するアメリカ創設者たちの著作や書簡と照らし合わせて検証しなければならぬゆえんも明らかとなる。アーレントが繰り返し強調するように、〈公的幸<sub>フ</sub>福〉は哲学上の理念でも理論的演繹の所産でもなく、革命当事者が身をもつて「経験」したことなのであるから、経験した当事者の言葉を参照するしかない。〈公的幸<sub>フ</sub>福〉の実在を裏づけるものは、当事者の証言を描いてないのである。

(9) ふたたびベンヤミンの「歴史哲学テーゼ」を参照すると、その「XIV」(アーレント手稿版では「XII」)には、こう書かれている——「歴史とは構成の対象であり、その場を形成するのは、均質で空虚な時間ではなく、今という時が充滿した時間である。そのように、ロベスピエールにとつて古代ローマとは、今という時で充滿した過去であり、これを彼は歴史の連続を打ち砕いて取り出したのだ。フランス革命は、みずからローマの回帰と解していた。ちょうどモードが過去の衣装を引用するように、フランス革命はローマを引用したのだ。[……]まさに弁証法的な跳躍であり、そのような跳躍として、マルクスは革命を捉えていた」(Schotter und Wiszla 2006: S.112f.; 柿木二〇二二: 二八〇頁; cf. GS: I, S.701 / 一・六五九頁以下)。アーレントもまたベンヤミン同様に「歴史の連続を打ち砕いて」忘れられた過去を「引用」しようとするが、彼女にとつて

引用すべきはフランス革命ではなく、ベンヤミンの視界には入っていないアメリカ革命でなければならぬ (cf. Leonard 2019: pp.210-5)。

- (10) M・カノヴァンがつとに指摘していたとおり、「革命について」で示されるアーレント独自の「新しい共和主義 (a new republicanism)」は、「全体主義の戦慄 (the horrors of totalitarianism) に対する解答」として読まれなければならない (Canovan 1992: p.201 / 二六一頁)。姪田圭は「近代自由主義の根源には近代初頭のヨーロッパを襲った宗教戦争の恐怖が存するという」J・シュクラの「恐怖の自由主義」を念頭におきつつ (Shklar 1998: chap.1)、アーレントの共和主義を「恐怖の共和主義 (republicanism of fear)」と呼ぶ。すなわちその根底には、「自由民主主義は、それがもたらす消極的自由の保護ともども、自分たちの住まう人工的な世界に関心をもち、そのためにすすんで政治的自由を行使する市民たちが姿を見せないかぎり、ワイマール [期のドイツ] のようにたやすく崩壊してしまう」という切迫した危機感が存しているのである (Hiruta 2021: p.181)。

- (11) 「アーレントは、真正な哲学思想や歴史的思考というものについて、何の論証もせず、何の根拠も示さない。とめどもない形而上学的自由連想 (a stream of metaphysical free association)」、それがすべてだ。彼女は一つの命題から、何の論理的連関も無しに別の命題へと移るが、そこには合理的な結びつきも構想力によるつながりも何もないのだ (Bevin 1991: p.82 / 二二五頁)。とはいえ、アーレントを痛罵するバーリン自身の政治理論がいつさいの「形而上学的自由連想」から自由であった、というわけではない。アーレントとバーリンのすぐれた比較研究である Hiruta 2021の言を借りれば、彼ら二人は、いずれも二〇世紀全体主義という巨悪に立ち向かうなかで、「人間の条件」のごとき「深き形而上学的な問い」を引き受けた思想家なのであり、二人の理論的な対立 (および個人的な不仲) もまた、同時代の現実との格闘をつうじてそれぞれが到達した「自由、政治、人間性」をめぐる根本的な洞察のちがいに根ざしているのである (Hiruta 2021: p.5)。

- (12) 「アメリカ革命史研究」においても、アーレントの『革命について』は「ほとんど言及されてこなかった」著作であり、「アメリカ革命史研究」への影響はまったくないといつてよいだろう (中野二〇一七: 二二九頁)。留意すべきは、それが、『革命について』が理論書であつて実証性を欠くという理由によるのではない、という点である。「政治とは個々人が公的事柄の審議や決定に直接に関わる営み」であり、「代議制」による権力の代理や「人びとが私的領域に関心を埋没させていくこと」が政治の喪失をもたらす、というアーレントの理論的視座そのものが、『革命史研究』には共有されていないのである (二四四―四五頁)。

- (13) 『革命について』の概説書としては、仲正二〇一六、牧野二〇一八、森二〇二二などがある。

- (14) アーレントの見るところ、公民権運動やヴェトナム反戦運動のなかで人びとは、「活動することは楽しい」ことを経験したのであり、それはまさに、「一八世紀には公的幸福と呼ばれていたもの」なのである (COR: p.203 / 一九八頁)。森川二〇二二: (一) 六頁。また、一九七四年に書かれた論文 (Public Rights and Private Interests) を見ると、アーレントが「公的幸福」をめぐる見解を最晩年まで変えていなかったことがわかる——「この二世紀のあいだに公的な領域が縮小してしまったために、「公的幸福」を楽しむ可能性はすっかり減ってしまった。たった一人しか収容できない投票用の小部屋を、公的な空間と呼ぶことはできない。じつさのところ、今日なお市民が「公的な」市民としての役割を演じる

方法といえ、陪審員になることくらいしかなく」(TWB: p.507)。

- (15) 『革命について』の核心部分は「公的幸福」や「革命精神」を焦点とする第三章と第六章ではなく、憲法制定過程を主題とする第四、五章ではないのか、という異論があるかもしれない。たしかに、アーレントは「近代の条件のもと」では「自由の創設」は「憲法の制定」と同義であると明言し(OR: p.16 / 一九二頁)、安定した憲法秩序を設立した点にアメリカ革命の偉大さを見ている。カノヴァンが指摘するように、アーレントは人びとの「積極的な合意」によって維持される「世界的な諸制度 worldly institutions」によって「全体主義」の脅威を食い止めようとしたのであり、制度(政体)の創設を重視する点が彼女の「共和主義」の特徴の一つであることは間違いない(Canova 1992: p.201 / 二六一頁。なお、共和主義理論におけるアーレントの位置づけについては、森川二〇二二: (三)注一九を参照のこと)。J・ウォルドロンのように、政体(憲法)の安定性を重視する点こそ、現代政治理論に対するアーレントの貢献を見出すこともできる。すなわち、ロールズ以降の分析的政治哲学が「正義」にかなう社会という道徳的理想の追求に傾斜して、リアリズムの立場からその非政治性を論難されている今日、憲法を根幹とする「政治的諸制度」の重要性に早くから目を向けていたアーレントの「政治的、政治理論 (political political theory)」が再評価されるべきなのであり(Waldron 2016: p.3-13)。そのアーレントの著作のなかでも「もともと『立憲主義的 constitutionalis』著作」こそ、「革命について」にほかならない(p.292)。永続的な憲法体制の設立と維持にアーレントが格別の重きをおいた、というのはまったくその通りであるが、憲法や諸制度の構造やしくみについて、またその制定過程の内実について、アーレントがほとんど何も論及していないことに留意しなければならない。合衆国憲法の制定過程を主題とする第四章を見ても、連邦制や権力分立にかんするごく一般的な考察があるのみで、諸制度の具体的な中身についての論及は皆無といってよい。では何が語られているのかと言えば、アメリカの人びとに憲法制定をうながし、成功へと導いたもの、すなわち「革命精神」なのである。アーレントの関心は、「アメリカ特有の経験」を背景につちかわれた「革命精神の本質的性格を多少なりとも正確に見極める」ことにある(OR: p.165 / 二六八頁)。「革命精神」の所産たる憲法典そのものにはない。裏返して言えば、「革命精神」という魂を失えば、憲法典はただの抜け殻になってしまうのであり、だからこそアーレントは第六章において、「革命精神」を再生する必要を繰り返して説くのである。なお、ここで革命精神の(創造や新生ではなく)再生、という表現をもちいるのは、アメリカ革命は終焉を迎えてはおらず、今なお継続中であるというアーレントの見方にもとづく。Arnold 2014 が指摘するように、アーレントはフランス革命からハンガリー革命にいたる諸革命をしばしば「悲劇 (tragedy)」と呼ぶが、アメリカ革命については「悲劇」という言葉を引きつけて使わない。アメリカ革命以外の諸革命はすべて悲劇に終わったが、憲法制定に成功したアメリカ革命は未だ終わっておらず、創設という始まりを引きつぐ人びとの出現を俟っているのである。「革命について」のアメリカ革命論は悲劇ではなく、同時代の合衆国に対する「嘆きの歌 (yemad)」であり、著者アーレントは、このままでは滅亡は避けられないと同胞の墮落をきびしく批判した預言者エレミアの「とどく、現状維持の快樂主義 (モージェンソー) にまどろむアメリカ市民たちの覚醒と奮起を促す」とする(Arnold 2014: cf. 森川二〇二二: 第二節)。

## 第二節 「幸福の追求」をめぐる

当事者の証言を検討する前に、いま一度〈公的幸福〉をめぐるアーレントの議論を整理しておく。

アメリカ革命の人びとは革命の経験をつうじて、「ジョン・アダムズの言葉にあるように「∴」「われわれの楽しみ (pleasure) をなすものは、休息ではなく、活動 (action) である」ことを発見した」(OR: p24/四五頁)。「フランスでは「公的自由」と呼ばれていたものに、アメリカでは「公的幸福」という言葉が用いられていた」ことは、アメリカではだれもが、「公的な業務に参加すること」をとおして「他では味わうことのできな<sup>い</sup>幸福感 (a feeling of happiness)」を味わっていたことを示している (p110/一八三頁)。「独立宣言」の名高い一節、「生命、自由、幸福の追求」のなかに含まれる「幸福」という言葉もまた、今日ひとが思いなすような私的な幸福ではなく、そんなものとははつきりと区別される〈公的幸福〉を指していたのである。起草者ジェファソンにとって、いや革命に参加したすべての人びとにとって、そんなことは自明であった。あまりにも自明であったために、「ジョン・アダムズただ一人を例外として」、だれもが幸福一般と〈公的幸福〉の区別をはつきりと意識していなかったほどなのである (OR: p119/一九六頁)。だれもが自明のこととして経験していながら、はつきりと自覚していなかったがゆえに、たやすく忘れられてしまうことになったのである。憲法制定とともに革命が終わるやいなや、アメリカの人びとは私的な幸福の追求にふけるようになり、〈公的幸福〉の経験を革命の記憶もろとも忘れ去り、思い出すことさえしなくなったのである。唯一の例外がジェファソンであり、晩年になって彼は、「公的権力に参加し、それを分かち合うことなしには誰一人として幸福であり自由であるといえない」と考え、市民が直接参加する小さな区クォーターから成る新たな共和政体を構想したのであった (OR: p247/四〇七頁)。

あまりにも自明のことだったので、きれいさっぱり忘れてしまった——なんとも奇妙な話ではないだろうか。アメリ

カ革命の人びとはひどく無邪気で、途方もなく能天気な人たちであったようであり、そんな軽薄で迂闊な連中に、ほんとうに新しい共和国の創設という比類なき偉業を成し遂げることができたのかという疑念を禁じえない。『独立宣言』の起草者もまた、〈公的的幸福〉の経験になじみ過ぎていたために、うっかり「公的」という形容詞を書き忘れてしまった、ということなのだろうか。

(一) ジェファソンの迂闊——『独立宣言』前文をめぐって

『独立宣言』のくだんの箇所では、ジェファソンはなぜ「公的的幸福の追求」と明記することなく、たんに「幸福の追求」と書いてしまったのか。〈公的的幸福〉の忘却、およびその私的的幸福への変質ないし墮落が「共和国の危機」の起源となったのだというアーレントの見立てにしたがえば、まさに痛恨のミスということになるが、そのゆえんをアーレントは次のように説明する——「幸福の追求」という言葉を書きつけたとき、「ジェファソンがどのような種類の幸福を考えていたのかは、ジェファソン自身にもはっきりしていなかった」というのも、ジェファソンをはじめとするアメリカ革命の人びとにとって、「革命以前から、「公的的幸福」のようなものがこの国に存在する」ということはあまりにも自明であって、わざわざ「公的 public」という形容詞を付して明示するまでもないことだったからである。しかしながら同時に、古典に通暁した啓蒙思想家でもあったジェファソンは、幸福は政治的領域には存在せず、私生活のうちのみ享受しうるものであり、したがって公務への参加はつらい労苦以外のなものでもない、という古代以来の「因習的な考え方」から完全に自由ではなかった、ともいう(OR: II: 97/一九五—六頁——傍点森川)。つまりジェファソンは、いっぽうで〈公的的幸福〉をごく当たり前のこととして体験しながら、たほうで幸福は私生活にのみ存するという因習にしばられており、自分自身が書きつけた〈幸福の追求〉の内実をはっきりと自覚していなかった、というのである。<sup>(19)</sup>

アーレントによれば、〈公的的幸福〉をめぐるこうしたジェファソンの無自覚ないし無頓着ぶりは、ウォードによる自



治の回復を構想していた晩年においても変わることがなかった。

ジェファソンが分かっていたかどうかは別に、(whether Jefferson knew it or not)、<sup>ウオード</sup>区制の基本的な前提は、公的幸福を分かち合うことなしには誰一人として幸福であるとはいえず、公的自由を経験することなしには誰一人として自由であるとはいえず、公的幸福に参加し、それを分かち合うことなしには誰一人として幸福であり自由であるとはいえない、ということだったのである。(OR: p.247/四〇七頁——傍点森川)

なんとも奇妙な話ではないか。〈公的幸福〉の何たるかをジェファソンが分かっていたとしたら、『独立宣言』に書き込まれた「幸福の追求」という言葉の真意や、晩年におけるウオード構想の基本的な前提が、アーレントのいう意味における〈公的幸福〉の経験であった、という保証はどこにあるのか。そもそも、ジェファソン本人がはっきりと自覚することがなく、したがって明確な言葉を与えることのなかった〈公的幸福〉の経験なるものを、約二〇〇年後を生きたアーレントがどうやって知ることができるというのか。

『独立宣言』前文にあらわれる「幸福の追求」という言葉は〈公的幸福〉の経験と結びついている、というアーレントの見立てを鵜呑みしてよいのだろうか。『独立宣言』の文言を確認してみよう。

つぎのことからは自明の真理である、とわれわれは信ずる。すなわち、すべての人は平等につくられ、譲り渡すことのできない一定の権利を造物主によって保障されており、そのなかに生命、自由、幸福の追求 (Life, Liberty, and the pursuit of happiness) が含まれている、と信ずる。また、人類のあいだに諸政府が設立されたのは、これらの権利を確実なものとするためであり、政府の正当な権力は被治者の同意に由来するものである、と信ずる。そして、いかなる形態の統治体であれ、もしこれらの目的を毀損するものとなった場合には、人民はそれを改廃し、かれら人民の安全と幸福とをもちとらす (to effect their safety and happiness) のにもつともふざわしいとみとめられる原理にもとづき、かつそれに適した権力機構をそなえた、新たな統治体を組織する権利を有する、と信ずる。(Jefferson 1999: p.102——傍点森川<sup>17)</sup>)

ジェファソンはこのくだりで、「幸福」という言葉を二度つかっている。ところがアーレントは、二つ目の「安全と幸福」のくだりには触れることなく、一つ目の「幸福の追求」のみを取り上げて、ジェファソン自身の〈公的幸福〉の体験と結び合わせようとするのである。その証拠としてアーレントは、ジェファソンが一七七四年に執筆した『イギリス領アメリカの諸権利についての意見の要約』（以下『要約』と略記）のなかで、“public happiness” という言葉を使っているくだりを引用する。

〔…〕「公的幸福」という用語は、当時の政治的な文書のなかに、ごくふつうに見いだされるものである。この言葉はおそらく、「わが人民の福祉と幸福 (the welfare and the happiness of our people)」という国王の布告の——あきらかに、国王の臣民の私的な福祉と私的な幸福を意味する——常套句を、アメリカ特有の意味合いにそって言いかえたものである。だから、ジェファソンもまた、多くの点で独立宣言を先取りしていた一七七四年のヴァージニア代表者会議への意見書のなかで、(a)「われらの祖先」は「ヨーロッパの英国領」を去ったとき、「公的幸福を促進するために (to promote public happiness) もこともふさわしい法律や規則のもとに新しい社会を設立する〔…〕自然が万人に与えている権利」を行使した、と宣言したのである。ジェファソンの言うとおりに、「英国領の自由民」がアメリカに移住したのは「公的幸福」を求めたためであるとすれば、新世界の植民地はその始まりからして革命の培養地でなければならなかったことになる。〔…〕この自由、すなわち、のちに彼らがそれを味わうことになったとき「公的幸福」と呼ぶことになった自由は、市民が公的領域に参入する権利をもち、公的権力を分かちもつこと——ジェファソンの言い方を借りれば (b) 「統治に参加する者」になること——にはかならず、公的権力に背いてでも、私的な幸福を追求する権利とは、はっきりと区別されていたのである。後者のほうは、政府が保護すべき臣民の権利としてひろく認められており、これをあえて廃棄しようとするのは暴君支配のみであると考えられていた。(OR: p.118 / 一九四頁——記号、太字、傍点は森川、次も同じ)

“public happiness” と同じ言葉をよくむ (a) の部分は一七七四年の『要約』からの引用、(b) のほうは一八一六年の書簡からの引用であり (J.C. Cabell 宛 一八一六年二月二日付——OR: p.285, n.15)、両者のあいだには四〇年以上の歳月が

横たわっているのだが、さしあたり前者に焦点をさしぼる。アーレントの解釈にしたがうなら、アメリカの人びとは革命に先立つ植民地時代から「私的な幸福」と「公的幸福」とを区別していたのであり、だからこそジェファソンは『要約』において、そもそもアメリカへの植民自体が「公的幸福」の追求のためだったと主張したのである——ということになるが、ジェファソンはほんとうにそんなことを主張していたのだろうか。『要約』の原文は、以下のとおりである。

國王陛下に思い起こしていただきたいのは、われらの祖先は、アメリカに移民するより前、ヨーロッパの英國領の住民だったのであり、自然が万人に与えている権利を保持していたということである。その権利とはすなわち、選択によってではなく、偶然によって生地となった國を立ち去り、新たな居住地を求め、そしてそこに、公的幸福を促進するためにもっともふさわしい法律や規則をもつ新しい社會を設立する権利である。この普遍的な法のもとで、英國人の祖先サクソン人もまた、われらの祖先と同じように、彼らが生まれた北ヨーロッパの荒野と森を去り、当時まだ住民の乏しかったブリテン島をみずからのものとし、その後永きにわたって國の榮光となり、また守りとなった法の體系を設立したのであった。〔……〕サクソン人の移住と、英國人の〔アメリカへの〕移住とを實質的に區別すべき事情はなにも生じていないと考えられる。アメリカの地が征服され、入植がすみ、入植地が確固たるものとして設立されたのは、〔われらの祖先〕一人ひとりの犠牲によるもので、英國の公權力によってではない。われらの祖先は、みずから血を流して入植地を獲得し、みずからの財産を投じて入植地に成功をもたらしたのである。みずからのために戦い、みずからのために征服したのであり、みずからのためにのみ保持する権利をもつのである。(Jefferson 1999: p.65)——太字の箇所が、先に引用した『革命について』中の (c) にあたる部分

アメリカにわたった英國人は、かつてブリテン島に入植したサクソン人と同じように、天与の権利にもとづき、みずからの「公的幸福を促進するために」新しい社會を設立したのであるから、英國(議會)による不正な支配をうける謂れはない——そうジェファソンは訴えているのである。ここで“public happiness”という言葉は、土地や財産の所有にもとづく人びとの福利、いわば「公衆の幸福」を指す言葉であって、アーレントのいう「公的幸福」、すなわち「私的な

幸福を追求する権利」と「はっきりと区別」される政治参加の自由を言い当てたものとはいえない。もつとも、合衆国創設者たちのなかでも、政治参加に格別の重きをおく人であったジェファソンのこと、『要約』執筆時点から約四〇年後の、書簡の一節を引いてアーレントが言うように、当然のこととして「統治に参加する者」となる権利のことも念頭にあったはずだ、ということではできるのかもしれない（先の引用の（B））。しかしながら『要約』を素直に読むかぎり、ジェファソンは、植民地住民の財産権や経済的自由を不当に侵害する英国（議会）の立法や施策を批判しているのであり、先に引いたアーレントの言葉を借りれば、「政府が保護すべき臣民の権利」を正當に保障せよ、との訴えに終始しているようにしか見えない。そもそも『要約』の名宛人は英国王ジョージ三世であり、英国臣民として国王に、正當な臣民の権利を侵害してやまない議会の横暴を糺すよう訴える、という体裁をとっている。結びの部分でジェファソンは、「英国からの分離は、われわれの願望でもなく、われわれの利益にもならない」ものの、陛下、あなたがこのまま議会の暴政に見えぬふりを決め込むのであればどうなるか保障できませんよ、「ご自身のご多幸と将来の名声がかかっている」のですよ、と述べている（Jefferson 1999: p.80）。ようするに、このままでは陛下、あなたは臣民の幸福を踏みこじって恥じない「暴君」の汚名を着せられることになりますよ、と脅しをかけているわけである。<sup>(18)</sup>

『独立宣言』中の「幸福の追求」という文言を、アーレントのいう〈公的幸福〉と結び合わせてよいのだろうか。アーレントはジェファソンの著作や書簡から抜粋した言葉をつなぎ合わせて、なんとか〈公的幸福〉の痕跡を示そうとするわけだが、ジェファソンが明示的に語っていることは、私的な幸福と不可分に結びついた「公衆の幸福」以外の何ものでもないように思われる。『独立宣言』において私たちが注目すべきなのは、アーレントが着目する「幸福の追求」ではなく、むしろ彼女が黙殺した「安全と幸福」という言葉のほうなのではないか。

## (二) もうひとつの「幸福」——消し去られた「メイソンの定式」

『革命について』第三章「幸福の追求」でアーレントは、歴史家ハワード・M・ジョーンズが一九五三年に公刊した、その名も『幸福の追求』という研究書を何度も参照している。タイトルのとおり、『独立宣言』にしろされた「幸福の追求」という言葉が、その後のアメリカ社会の進展のなかで、今日一般に自明視されているような経済的な富と豊かさの追求という意味に切り詰められていく過程を跡づけた書であり、一見アーレントと同じ視点に立つものであるように見える。しかしながら、ジョーンズ書の関心は、アーレントのいう〈公的幸福〉の探索などにはない。

冒頭の第一章で著者ジョーンズが明らかにするのは、『独立宣言』のなかの「幸福の追求」および「安全と幸福」という二つの言葉がともに、建国者の一人でジェファソンと同じヴァージニア邦のひと、G・メイソンの言葉に由来するという事実にはかならない。ジョーンズ書にしたがってそのあらましを述べておくと、一七七四年七月ヴァージニア邦フェアファックス郡にてメイソンが主導した植民地人の権利にかんする決議には、国制（憲法）の本質は「共同体の安全と幸福に存する (in which ... consists the safety and happiness of the community)」という一節が見える。さらに、七六年五月にメイソンが起草したヴァージニア権利章典は、その第一条において、「あらゆる人は自由かつ独立した人間として平等につくられ、生来一定の権利を有している〔…〕そのなかには、財産を取得し、所有するための、また幸福と安全を追求し、獲得するための手段をとめない (with the means of acquiring and possessing property, and pursuing and obtaining happiness and safety)」、生命と自由を享受する権利がふくまれる」としたところ (Jones 1963: pp.10ff.——傍点森川)。ヴァージニア権利章典が邦議会で採択されるのは同年六月一二日のことであり、ちょうど『独立宣言』の起草にあたっていたジェファソンがこれを参照して、同宣言のなかに「幸福の追求」および「安全と幸福」という語句を書き入れることになったのである。

メイソンからジェフアソンへと引き継がれた「安全と幸福（の追求）」という言葉、ジョーンズのいう「メイソンの定式（the Mason formula）」は、『独立宣言』を介して革命期のアメリカでひろく人口に膾炙するところとなり、じつに多くの邦（州）の憲法や権利章典のなかに「幸福」という言葉がもりこまれることになった（Jones 1953: pp.23ff.）。さらに八九年にひらかれた最初の連邦議会におけるメイソンのこころみが成功していれば、合衆国憲法にも「幸福」という言葉が刻まれることになっていたのであろう。メイソンらの主導のもとに制定にこぎつけた合衆国憲法は、もともと権利章典を含んでおらず、その欠落をおぎなうために、同議会において十か条の憲法修正条項が採択されたことは周知のとおりであるが、メイソンが提出した修正条項案はもともと十二か条から成っており、その第一条は次のように書かれていたのである——「政府が組織され、権力を行使するのは、人民の福利（the benefit of the people）のためでなければならぬ。その本質は、財産を取得し、使用する、そしてひろく幸福と安全を追求し、獲得する権利とともに（with the right of acquiring and using property, and generally of pursuing and obtaining happiness and safety）、生命と自由が保障されることにある」。この条項は議会で否決されたため、「幸福」という言葉は修正条項から、すなわち連邦憲法から消え去ることになった」のであるが（Jones 1953: p.21f.）、「幸福と安全」（の追求と獲得）という「メイソンの定式」が、『独立宣言』を介して広範な影響力をもっていたことをうかがわせる逸話と言えるだろう。こうした「メイソンの定式」の決定的重要性を、ジョーンズは『幸福の追求』の第一章のむすび近くであらためて要約している。

「……」一七七六年から一九〇二年までのあいだに、一七の邦ないし州で採択された三〇の憲法典に、メイソンの定式を見出すことができた（one finds the Mason formula in thirty constitutions adopted by seventeen states from 1776 to 1902）。〔……〕独立期の初めから二〇世紀の始まりにかけて、アメリカの人びとが採択した州憲法のおよそ三分の二が（approximately two-thirds of the state constitutions）、幸福への権利、幸福を追求する権利、幸福を追求し獲得する権利、幸福と安全を追求し獲得する権利といった言葉を——他の事柄と関連づけられて幸福の追求が語られる場合も含めて——おごそかに述べ、あるいはその

保証をうたっていることは、瞠目すべき事実である。(Jones 1953: p.26——太字と傍点は森川)

アーレントはこの箇所を引用している。ところが、なぜだか「メイソンの定式」には触れていない。というより、ジョーンズ書を何度も参照しているにもかかわらず、『革命について』の行論のなかに「メイソンの定式」は一度も登場しないのである。メイソンの名は注に一度あらわれるが、ジェファソンはじめ他の創設者たちと同じように、〈公的幸福〉を経験しながらもそれを自覚することなく、幸福は私生活のなかにあるという「因習的な考え方」とらわれていた一人として、引き合いに出されているにすぎない (OR: p.286, n.22 / 二一六頁・cf. p.120 / 一九六頁以下)。豊富な一次資料の参照によって「メイソンの定式」の意義と影響力を明らかにしたジョーンズ書の成果を、アーレントはいったいどのように捉えていたのだろうか。

ジェファソンが『独立宣言』に「公的幸福の追求」と明記することなく、「私的権利と公的幸福」の区別を曖昧にしてしまった」一因は、名文家として名高い彼の人の「筆の冴え」にあること——これ自体がじつに奇妙な「解釈」ではあるのだが——を述べたくんだり (OR: p.119 / 一九五頁) に付された注のなかで、アーレントはジョーンズ書を引用しつつ、次のように述べている。

ジェファソンがいかに筆達者であったかは、今と同じように、当時からすでに (a) 「ジェファソンや〔独立宣言起草委員会の〕他の委員が、幸福の追求という言葉をどんな意味で用いたのかを知るのは容易ならざる」ことだったという事実にもかかわらず、ジェファソンが新しく発見した「権利」が、(β) 「一七七六年から一九〇二年までのあいだに、およそ三分の二の邦(州)憲法」(approximately two-thirds of the state constitutions between 1776 to 1902) に書き込まれている、という事実からも明らかであろう。ここで私がその著作を引用してきたハワード・マンフォード・ジョーンズとともに、(γ) 「アメリカにおける幸福追求の権利は、いわば放心状態のなかで気ままに育ってきた」と結論づけたくなる。(OR: p.285, n.16 / 二一五頁; Jones 1953: p.

アーレントはなぜか該当頁を明記せぬまま、ジョーンズ書から三つの文章を引用しているのであるが、適切な引用であるとは言い難い。

(a) の一節は、いちおうジョーンズ書からの忠実な引用となっているが (Jones 1953: p.116)、ジョーンズが指摘しているのは、ジェファソンや当時のアメリカ人にとって幸福という言葉がきわめて多義的であったということであって、ジェファソンの「筆の冴え」とは何の関係もない。<sup>(19)</sup> そもそも、すでに確認したとおり、幸福追求権はジェファソンが「新しく発見した」ものだ、などということを経ョーンズは一言も述べていない。また、(c) の引用 (Jones 1953: p. 92) にも問題がある。これはジョーンズ書の中盤、ジェファソンやアダムズら革命期の人びとの幸福観に影響をあたえたさまざまな思想的源泉が検討される箇所に登場する一文であって、著者ジョーンズの「結論」では断じてない。<sup>(20)</sup>

しかしながらもつとも問題が多いのは、(b) の部分である。この「引用」は、同じページのなかの二つの別々の文章の一部を接ぎ木してつくられている (Jones 1953: p.26——本稿二二頁で引用したくだりの、太字の部分。ただし、ジョーンズ書の "From 1776 to 1902" が、アーレントの引用文では "between 1776 to 1902" となっている)。このような不自然な——原著者から捏造と非難されても仕方のない——引用が、アーレントの故意によるものなのか、それとも思い込みや勘違いの結果なのかということは、いまの段階ではあえて問わずにおくが、その効果はあきらかだろう。すなわち、ジョーンズ書の主張のかなめである「メイソンの定式」の消去ないし隠蔽である。その結果、財産権をはじめとする私的幸福的追求をふくむ「幸福と安全（の追求および獲得）」を統治の目的にかかげ、ジェファソン起草の『独立宣言』やメイソンの憲法修正条項案に決定的な影響をおよぼした「メイソンの定式」が、アーレントのアメリカ革命物語からきれいさっぱり消し去られることになったのである。まるで最初から存在していなかったかのように。

かくて、『革命について』のアメリカ革命物語のなかには、もっぱら政治参加の自由と結びついた（公的・幸福）と、財産権にもとづく「私的な幸福の追求」とを截然と区別するアーレント自身の図式だけが残ることになる。そして、



「私的権利と公的幸福」の二つを、まったく異なる二つのこととして経験していたにもかかわらず、その区別をはっきりと自覚せず、(公的幸福)に明確な言葉を与えることに失敗した創設者たちの迂闊あるいは無邪気さが、くりかえし強調されるのである。ジェファソンの「筆の冴え」の件は、そのほんの一例にすぎない。アーレントによれば、創設者たちは、そろいもそろってみな(公的幸福)を経験しながら自覚していなかったのであり、合衆国憲法制定の立役者マディソンも例外ではない。

アメリカ革命が始まったとき、その目標は明瞭であったのに、革命の結果のほうは、依然として曖昧なままである。統治の目的がはたして繁栄にあるのか、それとも自由にあるのか、という問題は一向に解決していないのである。「……」創設者たちの言葉でいえば、(α)「追求されるべき最高の目的」は「人民全体の真の福利」、すなわち、最大多数の最大幸福であるのか、それとも、(β)「卓越したい、見られたい」という情熱を調整するのが統治の主要な目的であり、ゆえにこれが統治の主要な手段となる」のか、という問題である。(OR: p.127/二〇七頁—記号・太字・傍点は森川、次も同じ)

ここでアーレントは、「繁栄」をめざす統治と「自由」をめざすそれを対置し、前者をあらわす言葉としてマディソンの手になる『フェデラリスト』第四五篇の一節(α)の部分、後者をあらわす言葉としてJ・アダムズの『憲法擁護論』の一節(β)の部分——Wolfe, V, p.233)を引用している。アーレントによれば、マディソンのいう「人民全体の真の福祉」とは「最大多数の最大幸福」のこと、すなわち私的な幸福(の総和)にほかならず、彼女のいう(公的幸福)の対極に位置している。<sup>(2)</sup>ようするにアーレントは、マディソンもまた(公的幸福)を経験しながら「公的幸福と私的権利」の区別をはっきりと自覚していなかった一人である、というのであるが、右の(α)の一節をふくむマディソンの原文をみると、興味深い事実があらわらかとなる。

「……」公共善、すなわち、人民全体の真の福利 (the real welfare of the great body of the people)こそが追求されるべき

最高の目的 (the supreme object to be pursued) であること〔……〕もし、憲法制定会議の案が公衆の幸福 (public happiness) に反するのであれば、私はこの案を拒否せよ、と叫ぶだろう。もし、連邦それ自体が公衆の幸福 (public happiness) に一致しないのであれば、私は連邦を廃止せよと叫ぶだろう。同じように、州の主権が人民の幸福 (the happiness of the people) に一致しないのであれば、あらゆる善良な市民の声は、人民の幸福のために州の主権を犠牲にせよと言ふにちがいない。(Fed.: chap. 45, p.224/二二五頁——太字部分が、先の引用における (a) の部分)

マディソンのねらいは、州権の自律性に固執して連邦政府樹立に反対する反連邦派の人びとに対し、連邦制こそが「人民の真の福利」、すなわち「人民の幸福」に資するのだ、と主張することであつて、幸福の内実を腑分けすることではない。そもそもマディソンは——メイソンやジェファソンにしても同じことだが——「人民全体の真の福利」、「人民の幸福」、そして「公衆の幸福」を互換可能な言葉としてとらえており、私的な権利や幸福にかかわる「人民全体の真の福利」と政治参加の自由にかかわる〈公的幸福〉とのあいだに明確な一線を引いているわけではない。アーレントが主張するように「私的権利と公的幸福」の区別を曖昧にしてはならず、二つを連続的なものにとらえ、最初から区別していかないのである。しかしながら、二つを原理的に相容れないものとみなすアーレントから見ると、「人民全体の真の福利」と〈公的幸福〉とははつきりと区別されねばならず、どっちつかずの「公衆の幸福 (public happiness)」という曖昧な言葉は望ましくない。ゆえに彼女は、マディソンの原文において二度も使われている“public happiness”という言葉には目もくれずに、「人民全体の真の福利」という言葉をふくむ一節のみを引用することにしたのだろう。

アーレントは強引で恣意的な「引用」をくりかえして、アメリカ革命における〈公的幸福〉の経験をなんとか浮き彫りにしようと奮闘しているのであるが、これまで検討したかぎりでは、その試みが成功しているとは言い難い。引用元の原資料と照らし合わせることで明らかになったのは、ジェファソンやマディソンら創設者たちの語った「幸福」が、アーレントのいう〈公的幸福〉ではなく、『革命について』の前景にあらわれることのない「メイソンの定式」に掉さ

すものである、ということばかりである。

何をこだわっているのか、『革命について』は哲学的省察の書であって歴史研究ではないのだから、〈公的幸福〉はアーレントのユニークな概念として遇すればいいのであって、いちいち一次資料に当たって精査する必要などない——などと間抜けなことを言い出す読者はよもやいまいとは思うが、念のため繰り返しておく。たしかに、『革命について』はアーレントがみずからの政治理論をベースに書き上げた理論書なのであって、筆者として同書をアメリカ革命の歴史的研究としてあつかうほど間抜けではないつもりであるが、こと〈公的幸福〉にかんするかぎり、アーレントが引用・参照している原資料に照らし合わせて吟味することは避けられないのである。なぜなら、アーレント自身が、〈公的幸福〉というものは理論的な概念や哲学上の理想などではなく、アメリカ革命の人びとの「経験 experience」なのだ、と強調しているからである（OR: p.111／一八四頁）。しかも、アメリカ革命では成功した「自由の創設」がフランス革命において燦燦たる失敗に終わった一因は、フランスの人びとが〈公的幸福〉の経験をもたなかったためであると言うのだが<sup>(23)</sup>、〈公的幸福〉の経験を当事者の言葉で確かめること抜きに、『革命について』という書を理解することはできないのである。

むろんそんなことはアーレントも承知しており、〈公的幸福〉の経験を明瞭な言葉で書きのこしていた唯一の証言者を見出し、おおいに参照している。アーレントが、先に引用した箇所「曖昧な」マディソンと対置し、また本稿冒頭で引いたヤスパス宛書簡で名の挙がっている四人の「すごい男たち」のなかでも「最大の傑物」と評価する人物、J・アダムズである<sup>(24)</sup>。

(二二) 唯一の証言者——ジョン・アダムズだけは知っていた

アーレントによれば、〈公的幸福〉を日々体験しながら不思議にも自覚することがなかったアメリカ革命の人びとの

なかで、「ジョン・アダムズだけは例外」であった (OR: p.119 / 一九六頁)。彼の著作にあらわれる、「われわれの楽しみをなすものは休息ではなく、活動である」(p.24 / 四五頁, p.187 / 三一四頁; cf. WOJA: V, p.40)、「卓越への情熱」すなわち「同等になりたい、あるいは似たものになりたいというだけでなく、人より抜きん出たいという欲望」(OR: p.58 / 一〇三頁; cf. WOJA: VI, p.280) といった表現は、アダムズが〈公的的幸福〉の体験をはっきりと認識していたことを示しているのである。

アーレントは『革命について』の随所で、アダムズの言葉が伝える〈公的的幸福〉のありようを語っているが、もっとも鮮烈で印象的な叙述は、第三章「幸福の追求」にあらわれる次のくだりだろう。

このころ「革命が起こる前」すでに、つまり、まだヨーロッパの人びととアメリカの人びとの精神がほぼ同一の伝統の影響のもとで形づくられていた時期においてさえ、両者のあいだには顕著で重要なちがいがあつた。フランスでは情熱や「趣味」でしかなかったものが、アメリカでは経験 (experience) となつていたのである。このちがいは、とりわけ一八世紀において、フランスで「公的自由」と呼ばれていたものに、アメリカでは「公的幸福」という言葉が用いられていたというこのうちに、じつに適切に示されている。すなわち、公的自由は公的な業務に参加することであり、公務にかかわるもろもろの行為はけつして重荷になるのではなく、公的にそれになう人びとに他では味わうことのできない幸福感を与えるということを、アメリカの人びとは知っていたのである (the Americans knew)。彼らがタウンの集会に出かけてゆくのは、のちに彼らの代表たちがあの有名な「憲法」制定会議に出かけていったのと同じように、義務のためではなく、まして自分だけの利益をみためでもなく、もっぱら討論し、審議し、そして決定をおこなうことを楽しむ (enjoyed) ためだった。そのことを彼らはよく知っていたし、ジョン・アダムズは大胆にも、くりかえし、その認識を定式化しているほどである (to formulate this knowledge)。人びとを結集させたのは「自由の世界と自由の公益」(ハリントン) であり、人びとを動かしたのは、ジョン・アダムズが人間の他のいかなる能力よりも「いっそう本質的でいっそう際立っている」と見なした「卓越への情熱 (the passion for distinction)」であつた——「男だろ」と女だろ」と子どもだろ」と (men, women, or children) 老若の別なく、金持だろ」と貧乏人だろ」と、身分

が高かるうと低かるうと、賢い者であれ愚か者であれ、無知な者であれ学識のある者であれ、どこでも、どんな人でも、自分をとりまく知るかぎりの人びとに、自分のことを見てほしい、聞いてほしい、話題にしてほしい、褒めてほしい、尊敬してほしい、と欲している。あらゆる個人が、そうした欲望につよく駆り立てられていることが見てとれるのである。この情熱のもつ徳(virtue)のほうを、アダムズは「張り合い(emulation)」「つまり「他者より抜きん出たい」という欲望(the desire to excel another)」と呼び、悪徳(vice)のほうを、「卓越の手段として権力を求める」がゆえの「野望 ambition」と呼んでいる。〔……〕人びとが世界を愛し、同等の仲間たちとの交わりを楽しみ、公務へとうながされるのは、他者より抜きん出たいという欲望のゆえなのである。(OR: p.110/一八三頁: cf. WoJA: VI, p.232-3——傍点と太字は森川)

なるほど、公的自由を理念として知るのみだったフランス革命の人びとは異なり、アメリカの人びとはタウンシップの公的実践のなかで自由を経験し、活動の喜びを味わっていたのだ、すごいぞ(公的幸福)はほんとうにあったんだ! —と快哉を叫んで先を急ぎたいところではあるが、いま一度立ち止まって、ゆっくり読み直してみしてほしい。なんとも奇妙な文章ではないだろうか。<sup>(25)</sup>

まずもって奇妙なのは、(一) 論述に具体性がまったくなく、きわめて抽象的な叙述に終始している点である。革命期のアメリカでじっさいにおこなわれていたタウンミーティングの実践を、アダムズが書き遺した言葉をつかかって叙述する、という体裁をとっているにもかかわらず、具体的にどの時期に、どのあたりでおこなわれた実践の描写なのかを、アーレントはいっさい示していない。そもそも、ここで名指されている「アメリカの人びと the Americans」とは、だれのことなのか。アメリカ植民地の住民すべてのことなのか。つまり、北はニューハンプシャーから南はジョージアにおよぶ広大なアメリカ植民地のあらゆる場所において、アーレントが自治の始まりと位置づけるメイフラワー号のプリマス上陸から数えれば約一五〇年のながきにわたり (OR: p.158/二五八頁)、「卓越への情熱」にもとづくタウンの自治が連綿とおこなわれてきた、ということなのだろうか。あるいは、アダムズが語っているのは彼の地元マサチューセツ

ツ邦のタウンのことだ、と考えればよいのだろうか。なるほど、広いアメリカのなかでも、とくにニューイングランド地方ではタウンの自治が植民地時代から活発におこなわれていたことは、一九世紀はじめにかの地を訪れたトクヴィルが伝えるところである——「ニューイングランドのタウンは住民の生きた愛着が集まるようにできて」おり、「公的な尊敬への欲望、心騒ぐ関心事への欲求、力と評判を味わおうとする気持ち (the desire of public esteem, the want of exciting interest, and the taste for authority and popularity)」<sup>(26)</sup>。これらは日常生活の諸関係の中心であるタウンにこそ集中して向かう<sup>(26)</sup>。革命から半世紀をへた時点でなおこのありさまなのであるから、〈公的幸福〉を人びとが存分に味わっていた一八世紀のタウンがさらなる活況ぶりを呈していたことは想像に難くなく、まさにアダムズの言葉にあるように、「卓越への情熱」に衝き動かされるまま、みな喜び勇んでタウンホールに足を運び、「男たちも、女たちも、子どもたちも」分け隔てなく、自由闊達に討論を楽しんだのだ<sup>(27)</sup>。え、「女たちも、子どもたちも」?!

女性や子どもが成人男性と対等な立場でタウンの自治に参加していた、というのは歴史的事実に反する。また、アダムズの家父長主義的な女性観に照らしてみても (Wood 2017: p.382f)、アダムズがタウンシップのすがたをこのように描写するとは考えられない。これが第二の奇妙さ、すなわち、(2) アダムズの著作からのあまりにも不自然な「引用」という問題である。アーレントが引いているのは、アダムズが大著『アメリカ諸邦憲法擁護論』(以下『憲法擁護論』と略記)の第四巻として一七九〇年から翌年にかけて公刊した『ダヴィラ論』の一節であるが、同書はその名のとおり、イタリアの歴史家E・C・ダヴィラが一六三〇年に公刊した『フランス内乱史』という著作のコンメンタールであって (Wood 2017: p.250f; 石川二〇〇八: 一三頁)、アメリカのタウンを論じているわけではない。アーレントが引用しているのは、フランスの内乱をめぐるダヴィラ書の叙述をふまえ、アダムズが人間の情念について考察した部分であり、アメリカ植民地の人びとが味わったという〈公的幸福〉とは何の関係もないものと思われぬ。ジェファソンやマデイソンのテキストに対し、アーレントが強引で恣意的な「引用」をくりかえしていることは先に見たとおりであるが、

右の『ダヴィラ論』の引用に関しては、トピックそのものがまったく重なっていないのであるから、「引用」の体をなしてすらいけないと言わねばならない。なぜアーレントは、こんな無茶なことをするのか。そんな乱暴なことをしてまで、アダムズのテクストを参照しなければならぬ理由は、奈辺にあるのか。

すなわち、(3) そもそもなぜ、〈公的幸福〉の唯一の証言者が、ほかならぬ J・アダムズでなければならないのか。たとえば、五八年秋のヤスパース宛書簡でアーレントが固有名をあげていた「すごい男たち」——『革命について』のなかでもっとも頻繁に名のある四人——のなかで、評議会革命を待望するアーレントともっとも近い政治観の持ち主はだれか、と問いを立ててみる。もちろんウオード制を構想したジェファソンであり、その対極に位置するのが根っからの集権論者ハミルトンである、と言つてよいだろう。<sup>(28)</sup>では、残る二人、マディソンとアダムズについてはどうか。

先に見たとおり、*public happiness* という言葉に並々ならぬこだわりを見せ、また合衆国憲法成立後ほどなくしてハミルトンと袂を分かち、ジェファソンと共闘する道をえらんだマディソンのほうが、少なくともアダムズよりは、アーレントのそれに近い政治観の持ち主なのではないか。なにしろアダムズといえは、人民の統治能力に対する懐疑と不信を隠そうともせず、古めかしい混合政体論を信奉して政体の貴族的部分である上院の強化にこだわり、さらには執政権の強化をと考えたために「王政主義者」と批判され、現職の大統領として臨んだ一八〇〇年の大統領選ではリパブリカンズを束ねるジェファソンに敗れて野に下り、その後一〇年以上にわたってジェファソンと絶縁状態になった人物、ではなかったか?<sup>(29)</sup> 政治の表舞台から去った晩年には、おなじく政界から引退したジェファソンと和解し、熱心に書簡をやり取りして様々な話題について親しく論じあう仲となったとはいえ、普通の人びとの政治的能力——というより人間本性それ自体——に対する悲観的な見方をアダムズが終生変えることがなかったのは、ウオード構想を説くジェファソンに対する冷淡な返答によくあらわれている (Cappon 1988: pp.397ff.)<sup>(30)</sup>。なぜこのような人物が、アーレントのいう〈公的幸福〉の、唯一の証言者でなければならないのか。<sup>(31)</sup>

さらに奇妙なことに、『革命について』のなかでアダムズが引用されている箇所は右に引いた部分をふくめて三〇を超えるが、そのなかに“public happiness”という言葉は一度も登場していないのである。アーレントは、アダムズ自身には〈公的幸福〉という言葉を一度も語らせぬまま、先の引用に見える「卓越への情熱 (passion for distinction)」や「他者より抜き出たいという欲望 (the desire to excel another)」あるいは“*subiectemur agendo*” (われわれの行ないを見てもらおう) (OR: p.127, 229/二〇六、三八二頁)といった言葉をもって、アダムズを〈公的幸福〉の唯一の証言者と見なすのである。

アーレントは、革命期アメリカの幸福がたりに圧倒的な影響をあたえた「メイソンの定式」には目もくれず、ジェフアンソンやマディソンが“public happiness”という言葉を何度も口にしながら、それを「人民の福利」と混同してしまっただゆえんを、かれらの無自覚ないし無頓着ぶりに帰せしめる。ひるがえって、通例の理解に照らすかぎりには彼女のいう〈公的幸福〉なるものに共鳴していたとは考えにくく、じつさい“public happiness”という言葉をつかってもいなかっただらしいジョン・アダムズを唯一の証言者にえらび(上記(3))、強引をとおりこして理不尽と言うほかないアダムズからの「引用」を(上記(2))、叙述に具体性のない「アメリカ革命の人びと」の活動の情景にあてはめ、彼らがたしかに〈公的幸福〉を経験していたことを立証しようとするのである(上記(1))——彼女はいったい何をやっているのか? さしあたり現時点で言えそうなのは、アーレントのアメリカ革命物語において、ジョン・アダムズが決定的に——おそらく、ウォード構想によつて来るべき評議会革命を予示したジェフアンソン以上に——重要な位置を占めているらしい、ということである。「革命の意味」を吟味する『革命について』第一章に立ちもどり、アダムズという言葉がアーレントの革命論のなかでどのような役割を果たしているのか、節を変えて検討することにした。

(16) アーレントの〈公的幸福〉論は、幸福概念をめぐる近年の思想史研究においてどのように位置づけられるのか。D・マクマホンによれば、古典古代から近代にいたる幸福観の変遷は、幸福が主観化され、徳との結びつきを失ってゆく過程にはかならない。(McMahon 2004; McMahon 2006)。



すなわち、古代ギリシアにおいて善き生のあり方そのものをさし、それゆえ徳と不可分であった幸福 (*eudaimonia*) は、キリスト教による彼岸化・内面化をへたのち、一八世紀にいたり世俗社会で個人が経験する主観的な快 (*pleasure*) へと変貌をとげ、そうした主観的な幸福の増進が政治の目的となった。かくて、カント道徳哲学において道徳的な善と身体的な傾向性が区別されたように、いまや幸福は有徳な生き方から切り離され、ベンサムの功利主義が唱えるように、主観的な幸福の増大が政治の唯一の目的として位置づけられることになったのである——というマクマホンの見取り図は、アーレントの見方と重なるように思われる。じつさいマクマホンは、『革命について』第三章におけるアーレントの議論について、「誇張」と「単純化」のどちらいもあるものの、幸福が「富」や「快」の追求に矮小化されていく問題を正しく言い当てたもの、という評価をあたえている (McMahon 2006: p.331)。現代における政治的自由の再生という観点からアーレントの〈公的幸福〉の再評価をはかる試みとして、Guardato (2018)。これに対し、古代ギリシアのエウダイモニアの精髓をソロンの物語的な幸福観 (ヘロドトス『歴史』一卷三〇—三三) に見いだす独自の視座から、マクマホンの見方に異を唱えるのが V・ソニである (Soni 2010)。ソニによれば、近代における世俗的な幸福観の成立および功利主義的な幸福の政治の登場は、ほんらいの共和主義的な幸福の喪失すなわち幸福の「脱政治化」として解釈されるべきであり、〈公的幸福〉をめぐるアーレントの議論もまた、カントに代表される近代的な幸福観の承譜に位置づけられるべきなのである (Soni 2010: chap.10: Soni 2010a)。ソニは、G・ウッドの革命史研究の成果もふまえてアーレントの〈公的幸福〉論の問題点を詳細に検討しており、以下本章でも適宜参照されることになる。

(17) なお、万人の平等を説いた『独立宣言』のジェファソンの言葉は、アーレントの活動論に照らせば「世界を変革するための嘘」である、という解釈があるが (百木二〇二・九〇—九九頁)、首肯しかねる。アーレントが「嘘 lie」と呼ぶのは、事実に非ざる (factual truth) をねじ曲げる言説のことである。たとえば、「ドイツがヒトラーを支持したこと」や「一九四〇年にフランスがドイツ軍の前に陥落したこと」といった歴史上の「事実 fact」を、「ドイツはヒトラーの独裁を拒否した」とか「一九四〇年にフランスはドイツ軍に勝利した」とかいうふうになじ曲げること、これが嘘である (BPF: 236/三二〇頁)。別の例を出すと、「一八世紀のアメリカに奴隷制など存在しなかった」とか「トマス・ジェファソンは奴隷所有者ではなかった」とか言えば、嘘をついたことになる。これに対し、たとえば奴隷制の存在という事実を認めたくなくて、そうした現実を変えていくために「万人は自由かつ平等につくられている」と言明することを、アーレントは「意見 (opinion)」と呼ぶ (246/三三五頁)。こうした意見を自由に発し、議論し合い、悪しき現実を変えていくこととする営みこそがアーレントのいう政治であるが、意見の自由は言葉への信頼をささえるため、とりわけ事実に非ざる言葉に嘘があつてはならない。かりに、ジェファソンが「アメリカには奴隷制なんか無い」とか「自分は奴隷所有者ではない」とか語つたとしたら、彼は嘘つきであり、彼が『独立宣言』に書き込んだ万人の自由と平等を自明と見なすという意見に信をおくことはできなくなってしまうだろう。しかしながら、ジェファソンがそのような嘘を吐いていないことは、『ヴァージニア覚書』などを一読すれば分かることであり、アーレントもまたジェファソンが嘘を吐いたなどということは一言も述べていない。

(18) 一七七四年の時点では、ジェファソンを含め多くの人びとが英国からの離脱・独立を明確な目標とするにはいたつておらず、『要約』もまた、

植民地に議席を認めぬまま、植民地の利益をそこなう立法を断行する英本国議会の横暴を糾弾し、英国臣民としての正当の権利の保障を英国王に乞う、というかたちをとっている——「本国ブリテン島の十六万人の選挙人が、個人として見れば徳においても、知性においても、また体力においても同等な四百万人のアメリカ植民地の人びとに対して、法律を押しつける権利があるという主張に、いったいどんな正当な理由があるというのでしょうか。このようなことが許されるのであれば、これまでのところ自由な人民であり、これからもそうであると自負してきたわれわれは、じつは暴君の、それも一人ではなく十六万もの暴君の奴隷であるということになってしまいます。……」(Jefferson 1989, p.70c)。ジェファソンの『要約』は、あまりにも大胆すぎて危険である、という理由で採択されるには至らなかったが、その雄弁と華麗な修辭を惜しんだ人びとによって印刷され、ひろく配布されたという(明石一九九三:二〇二—三頁)。なお、アメリカ革命史研究としては、G・ウッドの一連の著作(Wood 1991, Wood 1998, Wood 2021)のほか、斎藤一九九二、有賀一九八八、石川二〇一四を、またアメリカ革命史研究の視座からみた『革命について』の特質については、中野二〇一七を、それぞれ参照している。

(19) ジェファソンひとりに限っても、キリスト教的な至福、自然との調和や哲学的観想に理想の境地を見出す古典古代の知恵、快の感情に地上的生の幸福を求めるロックの人間像など、彼の幸福理解に影響を与えた諸要素をジョーンズは詳細に検討しているが(Jones 1953, p.3f, 17, 67, 93c)。<sup>7</sup> ジョーンズが吟味するさまざまな幸福観のなかに、アーレントのいう〈公的幸福〉は含まれていない(cf. Sont 2010: pp.465ff)。

(20) ドイツ語版『革命について』では、アーレントはさらにはつきりと「この〔ジョーンズの〕結論(Schluss)」を「私は自分のものとすることはできないが、そういう気がしてゐることは認めざるをえない」(UR: S375, E17)と述べている。だが、本文で指摘したとおり、それはジョーンズの結論ではない。

(21) 「最大多数の最大幸福 (the greatest happiness of the greatest number)」という言葉じたいはベンサム固有の用語ではなく、じつさい、革命期のアメリカでも、政府が実現すべき人民の福利を指す言葉としてひろく使われていた(Jones 1953: p.4)。しかしながらアーレントはあくからに、この言葉を、〈公的幸福〉とは原理的に相容れない功利主義的な幸福の意味で用いている。

(22) その証拠としてアーレントは、『フェアラリスト』一四篇を引用する(OR: p.119/一九五頁)。「この〔アメリカ人の〕雄々しい精神に、後世のアメリカ人は恩恵を受けるであろうし、また世界中が、私的権利と公的幸福 (private rights and public happiness) のためにアメリカという舞台で示された数々の革新に恩恵を受けることになるだろう」(Fed. p.63/六七頁)。太字の部分がアーレントの引用している箇所であるが、以下本文で指摘されるように、「public happiness」という言葉は、マディソンの意図にしたがうかぎり、アーレントの意味での〈公的幸福〉ではなく、私的権利と結びついた「公衆の幸福」の意味で理解されなければならない。

(23) 「このアメリカの経験にくらべると、ほどなく革命を遂行することになるフランスの文人たちの心がまえは、極端なまでに理論的なものであった。フランス議会の「役者たち」のほうも、自らの役を楽しんだことは疑いえない。しかし、彼らはそんなことを認めなかっただろうし、そもそも、過酷な公務のなかにはそうした楽しい側面があることを省みる余裕などなかったのだ。彼らは、よって立つ経験をもつていなかった。彼らが



は、人びとが交わりを結んで意見や信念をやり取りする最高のかたちなのだ。そういうやり方でのみ、デモクラシーは「……」公私すべての生活のなかで、(in all public and private life)「花を咲かせ、実を結んでゆくのだ」(Whitman 2002: 35f.——傍点森川)。G・ケイティブによれば、ホイットマンの詩にうたわれているのは、「人が互いに分離されているがゆえにもっとも活動的となるような能力」であり、「すべてのものが休みなく、矛盾しながら、炸裂し」、「勝者も敗者もない、真正な戯れ」のなかで所与の自己を超えていく「民主的な個性 (democratic individuality)」のありようなのである (Kateb 1984: p.178f. cf. Kateb 1982)。アーレントは一九五五年三月一三日にE・ホッフアーに宛てた手紙のなかでホイットマンに触れている——「私はあなたとお会いするまで、この国のウォルト・ホイットマン的な側面を、はつきりと理解しておりませんでした。あなたが私に教えて下さったのは、あなた〔がた〕がどれほど、万人が兄弟であり誰ひとりとしてたんなる友人ではないという原理とともに生き歩むことに慣れ親しんできたのかということです」(Hahn&Marie 2007: p.76)。とはいえ、その後に着手したアメリカ革命研究のなかで、アーレントがホイットマンに関心を寄せた形跡はない(『革命について』にホイットマンの名は一度もあらわれていない)。「公私すべての生活」において自他の透明な関係をもとめるホイットマンのヴィジョンは、アダムズの「卓越への情熱」を古代のポリスにおける「パルレシア」と重ね合わせるアーレントのそれとは相容れない、ということだろう(この点、Kateb 1984 および森川二〇一〇aを参照)。

(28) 『革命について』のなかで、アダムズ、ジェファソン、マディソンの三人が、それぞれ公的幸福、革命精神(の再生、憲法制定、の各主題において中心的な役回りを演じているのに対し、ハミルトンには目立った活躍の場が与えられておらず、『フェアラリスト』第九篇の『連合共和国』が論じられる箇所(OR: p.133f./二二七頁以下)をのぞくと、革命の大義をおおまかに語った言葉が引かれるにとどまる(OR: p.39/六八頁、p.206/三四一頁、など)。

(29) J・アダムズの人物像や政治思想については、Haraizi 1962、石川二〇〇八、Wood 2017を参照している。このうちHaraizi書は、アーレントが『革命について』のなかで参照しているアダムズ研究書であるが(p.137 (p.10), 143 (p.22) / 229, 二三八頁)、同書のなかに、『公的幸福』の証言者というアーレントのアダムズ理解を裏付ける論述は見あたらない。

(30) アーレントの言うようにアダムズが革命期にあつて唯一(『公的幸福』)に自覚的であつたのなら、革命後に(『公的幸福』)の回復をめざしたジェファソンのウォード構想に冷淡な態度をとつた、というのは辻褃が合わないように思われる。整合的に理解しようとするれば、アダムズは革命が終わつたあと、(『公的幸福』)や市民の公的参加に対する考え方を大きく変えたのだ、と考えるほかないだろう。この点についてアーレントは何も言及していないため、あくまで推測の域を出ないが、革命終結後ほどなく、少なくとも第二代大統領に就任したおりに、アダムズは(『公的幸福』)や公的参加に対する肯定的な評価を捨てたのではないかと考えられる(そうでなければ、革命後すぐに(『公的幸福』)を忘れてしまった同胞市民の墮落を食いとめるべく、大統領として何ごとか為したはずである)。あるいは、アダムズ自身が革命終結とともに(『公的幸福』)のことなどきいさつぱり忘れてしまい、健忘症におちいったアメリカ国民の代表として大統領の座につき、のちに第六代大統領となる子息のJ・Q・アダムズに(『公的幸福』)の意義を語り聞かせることさえしなかった、と理解すればよいのだろうか。

なお、J・Q・アダムズについてアーレントはほとんど触れていないが（GR: p.190/三一七頁で言及されるのみ）、彼が英訳したゲンツ（Friedrich von Gentz）の米仏両革命比較論（Gentz 1800）を文献一覧で挙げている。ドイツ語圏におけるE・パークの紹介者であったゲンツらしく、人間の権利なる抽象的概念を旗印に性急な国家建設をはかって暴力支配に陥ったフランス革命をきびしく批判し、英本国由来の混合政体論をベースに権力の抑制システムを埋め込んだ憲法体制の樹立に成功したアメリカ革命を高く評価しており、アーレントのように市民の公的参加に焦点を当ててはいないものの、『革命について』の構想に影響を与えたことが推測される（シユクラーは、「この厄介な本について興味をひかれるのは、これがフリードリヒ・ゲンツによる両革命の比較論の新版だということだけだ」とまで言う（Shklar 1998: p.371）。なお、アーレントの思考形成におけるゲンツの重要性については、小森二〇一七を参照のこと）。

(31) アーレントの謎めいたジョン・アダムズ読解については後で検討することについて、ここではアダムズとジェファソンの人間観についてのG・ウツドの評言を引いておく。「人間の本性について、アダムズは悲観的で、冷笑的Gentleですらあった。〔……〕すべての人間は平等に造られたのだというジェファソンの啓蒙主義的な主張を、アダムズは否定してしまうのだが、誠実かつ現実的な人間ならそう考えるのが当然であり、人間の平等を信じる者は幻想とともに暮らしているだけだ、とアダムズは考えていたのである」（Wood 2017: p.430）。現実にはアダムズの方のほうが正しいのかもしれないが、「そうしたアダムズの考え方は、合衆国の国民を——どの国であっても同じであらうが——鼓舞し、元気づけることはできなかった。反対に、ジェファソンのほうは、合衆国の人びとを鼓舞し、かれらに希望を与えることができたし、じつさいにそうしたのである」（p.431）。この評価に照らすと、アーレントは、ジェファソンのウォード構想に評議会革命への「希望」を見出しながらも、それを鼓舞する（公的幸福）を、ジェファソンの希望を冷笑していたアダムズに語らせようとした、ということになる。

（引用・参考文献）

アーレントの主要著作など引用・参照の頻度が高い文献については略号をもちいて、その他の文献については著者・出版年によって示している。引用文中の亀甲括弧（一）の部分は、筆者による補足であることを示す。とくに断りのない傍点部分は、原典の強調部分（イタリック体等）を示す。なお、邦訳のある著作については、できるかぎり参照しているが、適宜変更している。訳文の責任はすべて筆者にある。

略号一覧：アーレントの著作

APH "Action and the 'Pursuit of Happiness'" (1960). In TWB

BFF *Between Past and Future*. Penguin Books, 1968（引田隆也・齋藤純一訳「過去と未来の間——政治思想への8説論」みすず書房、一九九四年

COR *Crises of the Republic*. Harcourt Brace & Company, 1972（山田正行訳「暴力について——共和国の危機」みすず書房、二〇〇〇年）

DT *Denktagebuch. 1950 bis 1973*. Hrsg. von Ursula Lutz und Ingeborg Nordmann. Piper, 2003（青木隆善訳「思索日記」I・II、法政大学出版会、

二〇〇六年)

HC *The Human Condition*, Chicago University Press, 1958 (志水速雄訳『人間の条件』ちくま学芸文庫、一九九四年)

MDT *Men in Dark Times*, Harcourt Brace & Company, 1968 (阿部育訳『暗い時代の人々』河出書房新社、一九七二年)

OR *On Revolution*, Penguin Books, 2006 (1963) (志水速雄訳『革命のころ』ちくま学芸文庫、一九九五年)

OT *The Origins of Totalitarianism* (new edition with added Prefaces), Harcourt Brace, 1973

RPH "Revolution and Public Happiness", *Commentary*: 30, 1960

TWB *Thinking without a Banister: Essays in Understanding 1953-1975*, edited and with an introduction by J. Kohn, Schocken Books, 2018

ÜR *Über die Revolution*, Piper, 1965 (『革命論』森田昭蔵、ちくま書房、二〇一一年)

WIP *Was ist Politik?: Fragmente aus des Nachhald*, hrsg.von Ursula Ludz, Piper, 1993 (佐藤和夫訳『政治とは何か』岩波書店、二〇〇四年)

Arendt/Jaspers *Hannah Arendt/Karl Jaspers: Briefwechsel 1926-1969*, hrsg. von L. Kohler und H. Saner, Piper, 1985 (大島かおり訳『ヘーゲルと

＝ヤスパーズ往復書簡一九二六—一九六九』一一三、ちくま書房、二〇〇四年)

番号 (ヘーゲルとヤスパーズの書簡)

Fed. Alexander Hamilton, James Madison, and John Jay, *The Federalist with Letters of "Brutus"*, edited by Terence Ball, Cambridge University

Press, 2003 (藤藤寛・武則忠実訳『F・J・マディソンズ』福村出版、一九九八年)

WofA John Adams, *The Works of John Adams: vol.1-10* (ed.) C. F. Adams, Little and Brown, 1850-6 (※巻やローマ数字、頁をアラビア数字で示

す)

参照文献 (英本)

Arnold, Jeremy (2014) "Arendt's Jeremiaid: Reading *On Revolution* in a Time of Decline", *Review of Politics*: 76-3

Banning, Lance (1986) "Jeffersonian Ideology Revisited: Liberal and Classical Ideas in the New American Republic", *The William and Mary*

*Quarterly*: vol.43, no.1.

Benjamin, Walter (1955) *Schriften Band1*, 2, hrsg. von Th. Adorno und G. Adorno, Suhrkamp Verlag

Benjamin, Walter (1968) *Illuminations*, trans. by Harry Zohn, edited and with an Introduction by Hannah Arendt, Mariner Books (2019)

Benjamin, Walter (1991) *Gesammelte Schriften*, hrsg. von R. Tiedemann und H. Schweppenhäuser, Suhrkamp Verlag (翻訳号は、本誌掲載)

ヤルン・ロマンマン | 一斗樂々参照)

Berlin, Isaiah (1991) *Conversations with Isaiah Berlin*, with Ramin Jahanbegloo, Charles Scriber's Sons (原全集原稿『対談』67-74 巻 藤 | 尺六川中)

Canovan, Margaret (1992) *Hannah Arendt: A Reinterpretation of her Political Thought*, Cambridge University Press (カハヤト、トマンニ宛宛 時勢と世説展『赤城参照・史論雑誌』米沢栄' 1100四半)

Cappon, Lester J. (ed.) (1988), *The Adams-Jefferson Letters: The Complete Correspondence between Thomas Jefferson and Abigail and John Adams*, The University of North Carolina Press (1959)

Disch, Lisa (2011) "How could Hannah Arendt glorify the American Revolution and revile the French?: Placing *On Revolution* in the historiography of the French and American Revolutions", *European Journal of Political Theory*: 10-3

Elliot, Jonathan (1861) *Debates in the Several State Conventions on the Adoption of the Federal Constitution: vol. II*, Philadelphia

Genz, Friedrich von (1800) *The Origin and Principles of the American Revolution, Compared with the Origin and Principles of the French Revolution*, trans. by John Quincy Adams, with an Introduction by Peter Koslowski, Liberty Fund, Inc., 2010

Guaraldo, Olivia (2018) "Public Happiness: Revisiting an Arendtian Hypothesis", *Philosophy Today*: 62-2

Haraszi, Zoltan (1952) *John Adams: The Prophets of Progress*, Harvard University Press

Barbara Hahn und Marie Luise Knott (2007) *Hannah Arendt: Von den Dichtern erwarten wir Wahrheit*, Matthes & Seltz, Berlin

Heller, Agnes (1999) "Post-Marxism and the Ethics of Modernity", *Radical Philosophy*: 94

Heller, Agnes (2020) "On Thinking: Open Letter to Hannah Arendt", *Thesis Eleven*: vol.159 (1)

Heller, Agnes and Auer, Stefan (2009) "An Interview with Agnes Heller", *Thesis Eleven*: vol.97

Heller, Agnes and Fehér, Ferenc (1980) "Hungary 1956: the Anatomy of a Political Revolution", *Radical America*: vol.14.no.1

Heller, Agnes and Fehér, Ferenc (1990) *From Yalta to Glasnost: the Dismantling of Stalin's Empire*, Basil Blackwell

Hill, Samantha Rose (2021) *Hannah Arendt*, Reaktion Books

Hiruta, Kei (2021) *Hannah Arendt and Isaiah Berlin: Freedom, Politics and Humanity*, Princeton University Press

Hammer, Dean (2002) "Hannah Arendt and Roman Political Thought: The Practice of Theory", *Political Theory*: 30

Hammer, Dean (2008) *Roman Political Thought and the Modern Theoretical Imagination*, University of Oklahoma Press

Hyreman and Lutz (eds.) (1983) *American Political Writing during the Founding Era: 1760-1805*, Vol.1, Liberty Press

Jefferson, Thomas (1943) *The Complete Jefferson: Containing His Major Writings, Published and Unpublished, Except His Letters*, edited by Saul

- K. Padover. New York
- Jefferson, Thomas (1984) *Jefferson Writings*. The Library of America (※ *Notes on the State of Virginia* 以下は邦訳を参照。中屋健一 監 『トマス・ジェファソン』 岩波文庫』 一九七二)
- Jefferson, Thomas (1999) *Political Writings*, edited by J. Appleby and T. Ball. Cambridge University Press
- Jones, Howard Mumford (1953) *The Pursuit of Happiness*. Harvard University Press
- Kateb, George (1984) *Hannah Arendt: Politics, Conscience, Evil*. Rowman & Allanheld
- Kateb, George (1992) *The Inner Ocean: Individualism and Democratic Culture*. Cornell University Press
- Kateb, George (1994) "Arendt and Individualism". *Social Research*.vol.61.no.4
- King, Richard H. (2015) *Arendt and America*. Chicago University Press
- Leonard, Miriam (2019) "Arendt's Revolutionary Antiquity". *Arendt on Freedom, Liberation, and Revolution*, edited by Kei Hiruta. Palgrave Macmillan, 2019
- Lederman, Samuel (2019) *Hannah Arendt and Participatory Democracy: A People's Utopia*. Palgrave Macmillan.
- Luxemburg, Rosa (1918) "Zur russischen Revolution". *Gesammelte Werke: Band 4*. Dietz Verlag, 1979 (『集選全集』「ロシア革命の論議」『ロシア革命論』 一六八―一七五)
- Marshall, David (2010a) "The Polis and Its Analogues in the Thought of Hannah Arendt". *Modern Intellectual History*: 7
- Marshall, David (2010b) "The Origin and Character of Hannah Arendt's Theory of Judgment". *Political Theory*: 38
- Marshall, David (2020) *The Weimar Origins of Rhetorical Inquiry*. The University of Chicago Press
- McMahon, Darrin M. (2004) "From the Happiness of Virtue to the Virtue of Happiness: 400B.C.-AD1780". *Deidalus* (Spring 2004)
- McMahon, Darrin M. (2006) *Happiness: A History*. Grove Press
- Muldoon, James (2016a) "The Origins of Hannah Arendt's Council System". *History of Political Thought*: vol.73. no.4
- Muldoon, James (2016b) "Arendt's Revolutionary Constitutionalism: Between Constituent Power and Constitutional Form". *Constellations*: vol.23. no.4
- Munford, Lewis (1961) *The City in History: Its Origins, its Transformations, and Its Prospect*. A Harbinger Book 『都市の歴史』 明日の都市』 田勉訳、新潮社、一九六九年)
- Nixon, Jon (2015) *Hannah Arendt and the Politics of Friendship*. Bloomsbury
- Pocock, J. G. A.. *The Machiavellian Moment: Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, with a new afterword by the



author, Princeton University Press, 2003 (1<sup>st</sup> 1975) (田中秀夫・森田敏・森岡邦泰訳『マキアヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会) 二〇〇六(中)

- Rosenblum, Nancy L. (2008) *On the Side of the Angels: An Appreciation of Parties and Partisanship*, Princeton University Press
- Ryan, Alan (2012) *On Politics: A History of Political Thought*, Liveright Publishing Corporation
- Detlev Schwotter und Erdmut Wizisla (Hrsg.) (2006) *Arendt und Benjamin: Texte, Briefe, Dokumente*, Suhrkamp
- Shklar, Judith N. (1998) *Political Thought and Political Thinker*, edited by Stanley Hoffmann, The University of Chicago Press
- Sifton, John F. (1994) "Hannah Arendt's Argument for Council Democracy", *Hannah Arendt: Critical Essays*, (eds) L. P. Hinchman and S. K. Hinchman, SUNY Press.
- Smith, Adam (2002) *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by K. Haakonssen, Cambridge University Press (水田邦彦訳『倫理學原典』上・下、中央文庫) 一〇〇三(中)
- Soni, Viraasvan (2010) *Mourning Happiness: Narrative and the Politics of Modernity*, Cornell University Press
- Soni, Viraasvan (2010a) "A Classical Politics without Happiness?: Hannah Arendt and the American Revolution.", *Cultural Critique*: 74
- Toqueville, Alexis de (1862), *Democracy in America*, trans. by Henry Reeve, edited by Francis Bowen, Cambridge: Sever and Francis
- Torney, Simon (2001) *Agnes Heller: Socialism, Autonomy and the Postmodern*, Manchester University Press
- Waldron, Jeremy (2016) *Political Political Theory: Essays on Institutions*, Harvard University Press
- Walt Whitman 2002 *Democratic Vistas and Other Papers*, Fredonia Books
- Walters, Eugene (2014) "When Fidel Castro Met Hannah Arendt", *Critical Theory* (17 Sep. 2014), www.critical-theory.com (110111(中)1頁110(中 監訳)
- Wood, Gordon S. (1991) *The Radicalism of the American Revolution*, Vintage Books
- Wood, Gordon S. (1998) *The Creation of the American Republic 1776-1787* (with a New Preface by the Author), The University of North Carolina Press (1969)
- Wood, Gordon S. (2017) *Friends Divided: John Adams and Thomas Jefferson*, Penguin Books
- Wood, Gordon S. (2021) *Power and Liberty: Constitutionalism in the American Revolution*, Oxford University Press
- Young-Bruehl, Elisabeth (1982) *Hannah Arendt: For Love of the World*, Yale University Press (荒川幾男・原一子・本間直子・宮内寿子訳『ハンナ・アーレントの生涯』晶文社 一九九九年).

## 参照文献(邦語)

明石紀雄(一九九三)『トマス・ジェファソンと「自由の帝国」の理念——アメリカ合衆国建国史序説』、ミネルヴァ書房

有賀貞(一九八八)『アメリカ革命』、東京大学出版会

石川敬史(二〇〇八)『アメリカ連邦政府の思想的基礎——ジョン・アダムズの中央政府論』、深水社

石川敬史(二〇一四)『アメリカの建国——共和国における王政的権力の再構成』(『岩波講座 政治哲学2』、啓蒙・改革・革命)、岩波書店

柿木伸之(二〇二二)『断絶からの歴史——ベンヤミンの歴史哲学』、月曜社

古茂田宏(二〇〇三)『ハンナ・アーレントの革命論——自由と〈胃袋〉の問題』、吉田傑俊・佐藤和夫・尾関周二編『アーレントとマルクス』、大月書店

小森謙一郎(二〇一七)『アーレント 最後の言葉』、講談社選書メチエ

斎藤眞(一九九二)『アメリカ革命史研究——自由と統合』、東京大学出版会

ソポール、アルベール(一九八三)『フランス革命と民衆——共和暦二年(一七九三—九四年)のバリのサンキョキユロット』、井上幸治監訳、新評論(原著一九六八)

高山裕二(二〇一三)『トクヴィルの憂鬱——フランス・ロマン主義と〈世代〉の誕生』、白水社

トクヴィル(一九九八)『旧体制と大革命』、小山勉訳、ちくま学芸文庫

トクヴィル(二〇〇八)『アメリカのデモクラシー』、松本礼二訳、岩波文庫

富永茂樹(二〇〇五)『理性の使用——ひとはいかにして市民となるのか』、みすず書房

中野勝郎(二〇一七)『革命について』とアメリカ革命史研究、川崎修・萩原能久・出岡直也編『アーレントと二〇世紀の経験』、慶應義塾大学出版会

仲正昌樹(二〇一六)『ハンナ・アーレント「革命について」入門講義』、作品社

早川誠(二〇一四)『代表制という思想』、風行社

牧野雅彦(二〇一八)『アーレント「革命について」を読む』、法政大学出版局

松本礼二(二〇一七)『アーレント革命論への疑問——フランス革命と「社会問題」の理解を中心に』、川崎修・萩原能久・出岡直也編『アーレントと二〇世紀の経験』、慶應義塾大学出版会

百木漠(二〇二二)『嘘と政治——ポスト真実とアーレントの思想』(青土社)

森一郎(二〇二二)『アーレントと革命の哲学——「革命論」を読む』、みすず書房

森川輝一(二〇〇〇)『ハンナ・アーレントの活動概念(二)・完』、『法学論叢』第一四七卷二号

森川輝一 (二〇一〇) 『始まり』のアーレント——「出生」の思想の誕生、岩波書店

森川輝一 (二〇一〇a) 「ジョージ・ケイティブの政治理論について——そのアーレント批判をてがかりに」、『名城法学』第五九巻第二号

森川輝一 (二〇一〇) 「アーレントの「活動」概念の解明に向けて——『人間の条件』第二四—二七節の注解」、『聖学院大学総合研究所紀要』五〇号

森川輝一 (二〇一七) 「ハイデガーからアーレントへ——ハイゼンベルク「不確定性原理」との対向を手がかりに」、実存思想協会編『アーレントと実存思想』

森川輝一 (二〇二〇) 「はじまりと出生——自由の原理と、その困難」、日本アーレント研究会 (編) 『アーレント読本』、法政大学出版社

森川輝一 (二〇二二) 「評議会の夢、自由民主主義の隘路——アーレントと現代政治思想」(二) 一 (三)・完、『法学論叢』一八九巻六号、一九〇巻一

一—二号

和田昌也 (二〇二〇) 「ハンナ・アーレントの法概念——ノモス／レックスの二元論を超えて」、『政治思想研究』第二〇号

(※) 本論文は、科学研究費補助金 (19H00579) による研究成果の一部である。